

## 開国博Y150 収支問題の対応状況について

開国博 Y150（以下「Y150」という。）の収支問題の対応状況について、これまでの経過を踏まえて、報告します。

### 1 収支問題についての主な経過

財団法人横浜開港 150 周年協会（以下「協会」という。）では、収支問題の解決に向け、裁判所のもとで解決に取り組んでいるところです。

一方、本市といたしましては、記念事業全体の総括とともに、協会の対応状況等について、常任委員会にて報告してまいりました。

常任委員会及び市		協 会（理事会）	
H21 9.16	○協会と博報堂 JV との契約について （事業費の内訳、契約経過等）		任意での交渉
12.4 12.7	○横浜開港 150 周年記念事業の総括について……………【参考1】 ○Y150 の収支見込について （約 25 億円の未確定額等）	H22 1.15	議案：収支問題における対応 ・イベント受託者との交渉継続と交渉の状況によっては、法的措置を図る。
H22 2.17	○2/16 の協会理事会の報告	2.16	議案：債権の確保 ・旅行代理店 3 社に対し、交渉の状況によって法的措置（訴訟）を図る。
3.16	○3/11 の協会理事会の報告	3.11	議案：債権の確保に係る法的手続き ・旅行代理店 3 社を提訴する。
4.22	○博報堂 JV への特定調停の申立 ○旅行代理店との民事訴訟 ○市費 82 億円の使途（協会収支見込）	3.23	議案：収支問題における対応 ・博報堂 JV とアサツーディ・ケイに対する特定調停の申立をする。
5.14	○博報堂 JV との特定調停 （第 1 回調停期日等） ○旅行代理店との民事訴訟 ○本市に対する住民訴訟 （請求の趣旨等）	6.14	議案：収支問題における対応 ・TSP 太陽に対する特定調停の申立をする。 ・平成 21 年度収支決算を確定する。

## 2 協会の収支状況について(平成21年度決算にもとづいて)

[支出・収入 内訳]

[単位:千円]

	19年度(決算)	20年度(決算)	21年度(決算)	合計
<b>記念テーマイベント</b>				
支 出	392,196	4,338,715	7,580,419	12,311,330
バイサイドステージ	77,605	2,706,900	3,402,400	6,186,905
ヒルサイドステージ	177,870	838,732	814,256	1,830,858
交通輸送対策	3,973	66,574	733,979	804,526
入場券販売管理・入場券製作	11,986	243,605	313,519	569,110
施設・物品協賛	0	0	528,307	528,307
プロデューサー等委託	68,250	169,890	119,650	357,790
情報センター	0	71,916	220,000	291,916
協会主催市民参加事業	31,707	65,960	138,091	235,758
ボランティアセンター	0	59,955	94,500	154,455
買取・販売・業務奨励金	0	0	67,890	67,890
共催事業等	0	0	125,000	125,000
教育サポートセンター	0	21,579	36,363	57,942
全体運営費	20,805	93,604	986,464	1,100,873
収 入	396,464	4,389,634	5,397,997	10,184,095
横浜市補助金	372,000	2,772,460	2,307,245	5,451,705
入場料収入	0	973,618	1,483,263	2,456,881
協賛金等	24,464	643,556	1,607,489	2,275,509
<b>広報宣伝</b>				
支 出	153,818	939,380	751,062	1,844,260
広告宣伝プロモーション関連	91,580	257,547	153,288	502,415
広域広報	0	330,000	168,186	498,186
メディア活用広報	0	180,651	231,033	411,684
地域広報	0	171,182	198,555	369,737
その他広報宣伝活動費	62,238	0	0	62,238
収 入	153,818	939,380	751,062	1,844,260
横浜市補助金	143,275	841,625	540,190	1,525,090
協賛金等	10,543	97,755	210,872	319,170
<b>事務費</b>				
支 出	312,491	557,493	640,827	1,510,811
人件費	190,443	330,658	301,934	823,035
物件費(管理費等)+賛助会員事業	122,048	226,835	338,893	687,776
収 入	312,491	557,493	460,231	1,346,279
横浜市補助金	291,240	508,082	419,883	1,219,205
協賛金等	21,251	49,411	56,412	127,074
<b>合計</b>				
支 出(総事業費)	858,505	5,835,588	8,972,308	15,666,401
収 入	862,773	5,886,507	6,625,354	13,374,634
横浜市補助金	806,515	4,122,167	3,267,318	8,196,000
入場料収入	0	973,618	1,483,263	2,456,881
協賛金等	56,258	790,722	1,874,773	2,721,753
未確定額	4,268	50,919	▲ 2,346,954	▲ 2,291,767

○特定調停や訴訟等を行っているため、合計欄の未確定額は変化することがあります。  
 特定調停部分は [ ] 、訴訟は [ ] です。

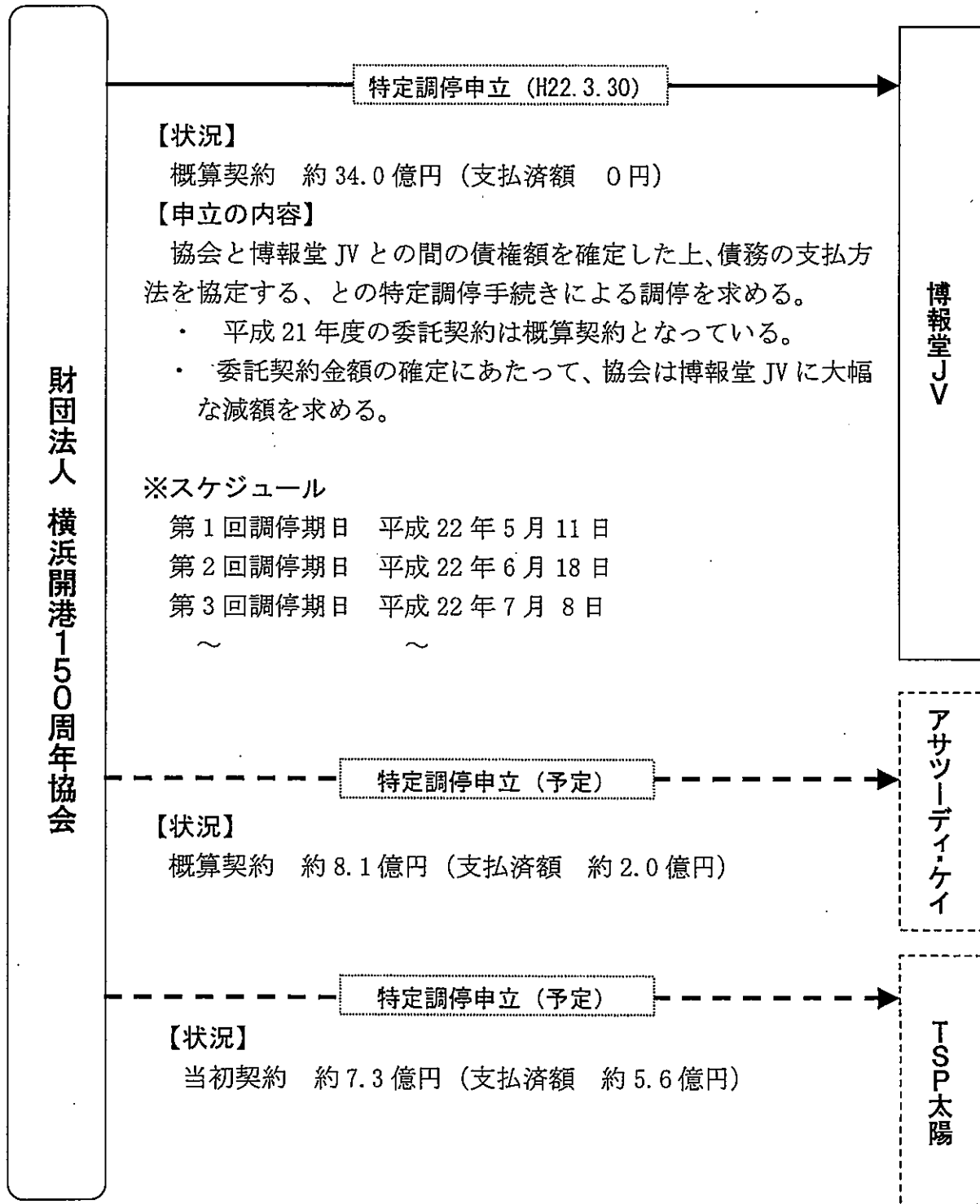
○この表は官庁会計方式で表示しているため、協会が決算で策定した財務計算書類とは異なります。

### 3 Y150 収支問題の対応について

#### (1) 受託事業者との調停について

…【参考2】

協会では、Y150 の会期終了前後から、収支不足額の縮減に向けて、受託事業者と任意での交渉を続けましたが、合意に至らなかったことから、法的手続きとして特定調停を行うこととしました。



## 特定調停について

### 1 概要

支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、特定債務者及び債権者その他の利害関係人の間における金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする民事調停。

- ・ 調停案は「公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容であること」と法律で定められているため、負担割合についての客観的な判断を得られる。
- ・ 調停が整わなかった場合でも、双方が応諾すれば、裁判所が「公正かつ妥当で経済的合理性を有する」と判断する内容の条項を作成し決定することができ、それにより解決が図られる可能性がある。

根拠法令：特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

(平成11年12月17日法律第158号)

### 2 特定債務者

- (1) 金銭債務を負っているもので、支払い不能に陥るおそれのあるもの
- (2) 事業の継続に支障を来たすことなく債務を弁済することが困難であるもの
- (3) 債務超過に陥るおそれのある法人

### 3 特定調停手続きの流れ（一般的なケース）

- (1) 特定調停の申立  
債務者が地方裁判所又は簡易裁判所に申し立て
- (2) 事件受付票の交付・調査期日の指定  
約1ヵ月後に調査期日の指定
- (3) 調停委員の選任  
調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有するものを選任
- (4) 調査期日  
申立書の内容、債務状況の確認、支払い原資の有無、援助の有無等の調査
- (5) 調停期日  
作成した返済計画案をもとに各債権者との間で返済計画の調整、通常は3回程度の調停。
  - ① 債務者の財政状況の聴取と支払原資の確定
  - ② 調停条項案の債権者への提示と意向聴取
  - ③ 各債権者との調整と結果に基づく調停調書
- (6) 調停に代わる決定（17条決定）  
調停条項案に各債権者の同意が得られなかった場合には調停委員会が職権で調停条項を決定できる。

(参考) なお、申立から調停まで先例では概ね7ヶ月かかっている。

### 4 調停の効力

調停調書・調停に代わる決定は裁判所の和解と同一の効力を有する。

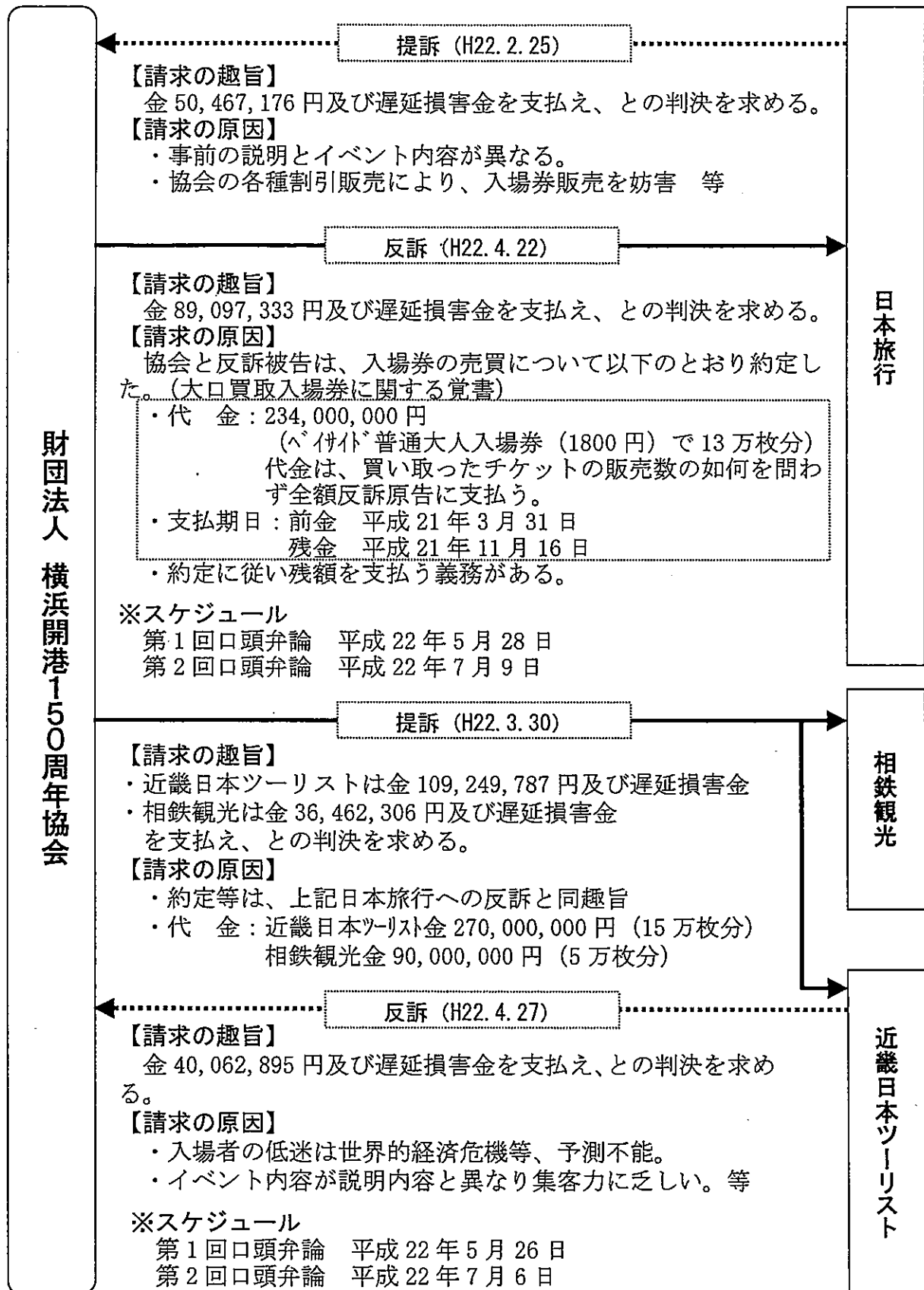
### 5 手続の非公開

特定調停手続は、民事調停規則（第10条）で非公開と定められています。

(2) 旅行代理店との民事訴訟について

…【参考3】

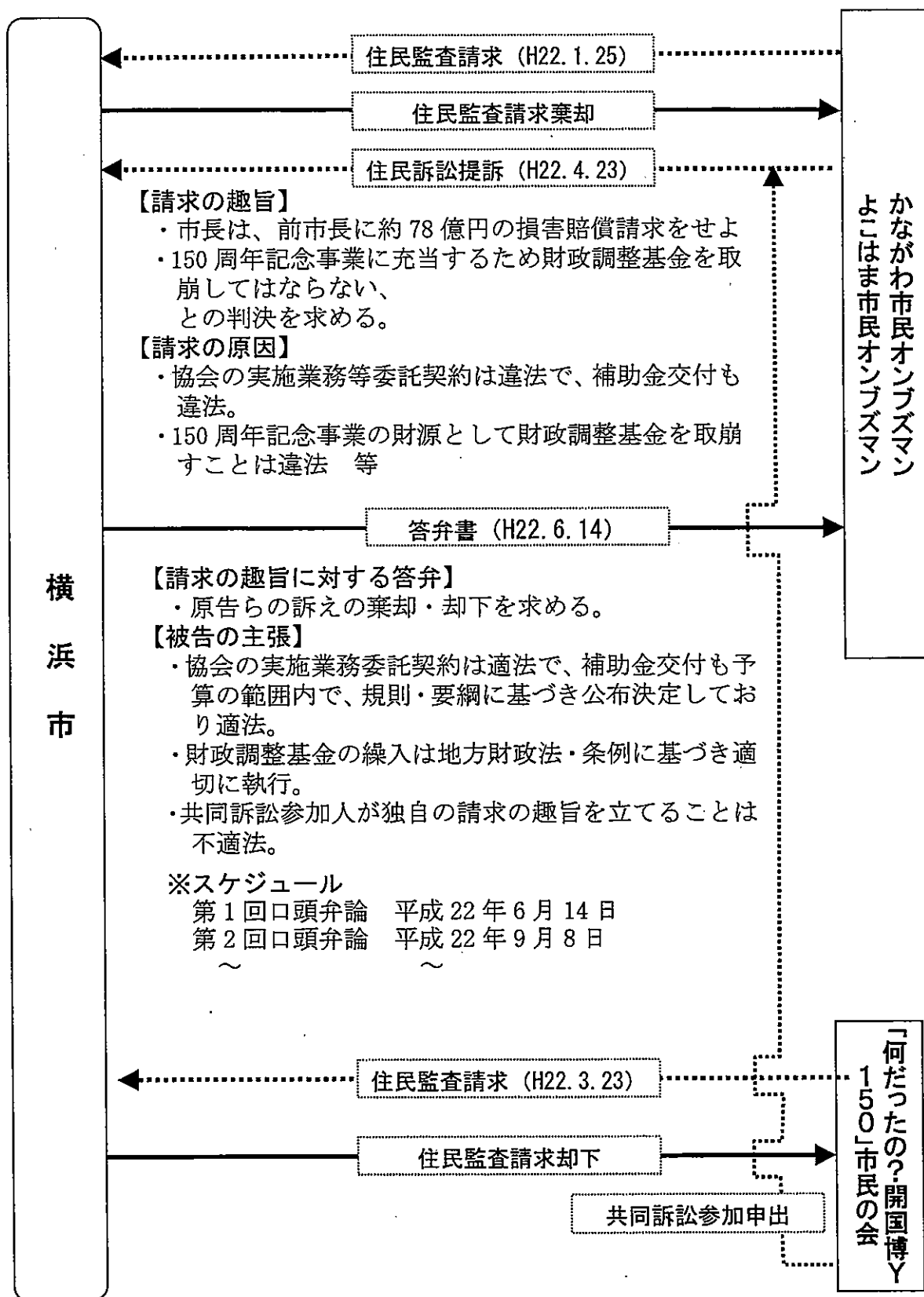
協会と大手旅行代理店との間で締結した「大口買取入場券に関する覚書」(平成20年5月30日)に関し、「残金の支払等」あるいは「過払い代金の返還等」を求める民事訴訟が提訴されています。



#### 4 本市に対する住民訴訟について

…【参考4】

かながわ市民オンブズマン及びよこはま市民オンブズマン等から、「協会への補助金交付の損害賠償」及び「財政調整基金の取り崩しの差し止め」を求める住民訴訟が提訴されています。



## 参考資料

【参考1】 横浜開港 150 周年記念事業の総括について（概要）

【参考2】 博報堂 JV との特定調停の概要

【参考3】 旅行代理店との訴訟に関する訴状・答弁書・反訴状等の概要

【参考4】 住民訴訟に関する訴状・共同参加申出書・答弁書等の概要

【参考5】 財団法人横浜開港 150 周年協会の概要





## 1 横浜開港 150 周年記念事業の総括について(抜粋)平成 21 年 12 月

### (1) 開催までの経緯

#### ア 開港 150 周年に向けた横浜市の体制

- ・ 平成 16 年 6 月 関係局によるプロジェクトチーム設置
- ・ 平成 17 年 4 月 横浜プロモーション推進事業本部に担当課長設置
- ・ 平成 17 年 7 月 庁内組織「横浜開港 150 周年記念事業推進会議」設置
- ・ 平成 18 年 4 月 開港 150 周年・創造都市事業本部 設置
- ・ 平成 20 年 7 月 推進会議を改組し「開港 150 周年記念事業推進本部」設置

#### イ 横浜市における取組

- ・ 平成 17 年 6 月 「横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本ビジョン」策定
- ・ 平成 18 年 6 月 「横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画」策定
- ・ 平成 18 年 12 月 「横浜市中期計画」発表  
重点事業「横浜開港 150 周年記念式典及び記念イベント」
- ・ 平成 19 年 5 月 「横浜開港 150 周年記念事業コアイベント実施計画」策定

#### ウ 市会の取組（開港 150 周年事業推進特別委員会の設置）

- ・ 平成 17 年度 委員会 4 回、視察 2 回
- ・ 平成 18 年度 委員会 2 回、視察 2 回
- ・ 平成 19 年度 委員会 3 回、視察 2 回
- ・ 平成 20 年度 委員会 3 回、視察 2 回

#### エ 財団法人横浜開港 150 周年協会の設立

- ・ 平成 15 年 11 月 「近代日本開国・横浜開港 150 周年記念事業推進協議会」設立
- ・ 平成 18 年 4 月 「横浜開港 150 周年推進協議会」設立
- ・ 平成 19 年 2 月 「財団法人横浜開港 150 周年協会」設立

#### オ 財団法人横浜開港 150 周年協会における取組

##### ア) 記念テーマイベント「開国・開港 Y150」実施設計策定

- ・ 平成 19 年 7 月 実施設計・制作運営事業者を選定
- ・ 平成 19 年 10 月 記念テーマイベント概要発表
- ・ 平成 20 年 3 月 「ベイサイドエリア・ヒルサイドエリア」実施設計策定
- ・ 平成 20 年 5 月 「メインコンテンツ決定」発表

##### イ) プロデューサーの決定

- ・ 総合プロデューサー 小川巧記氏
- ・ アートプロデューサー 日比野克彦氏

##### ウ) 開国博 Y150 の開幕準備

- ・ 平成 19 年 10 月 協賛金獲得に向けた「事業説明会」開催
- ・ 平成 20 年 6 月 第 1 期前売入場券販売開始

##### エ) 開国博 Y150 の開催

- ・ 平成 21 年 4 月 ベイサイドエリア開幕
- ・ 平成 21 年 7 月 ヒルサイドエリア開幕

## (2) 横浜開港150周年記念事業の実施報告

### 基本理念：「チャンスあふれるまち 横浜」の創造

#### \* 5つの契機

- 1 港と先人の業績への感謝及び賞賛
- 2 市民であることの一体感の醸成
- 3 夢や希望にあふれるまちへの礎をつくり、その魅力を発信しながら再発展を図る
- 4 「横浜らしさ・ならでは」へのこだわりと創造
- 5 大きな盛り上がり創出とプロモーション活動強化による集客力向上

### 5つの契機を実現するための4つのプロジェクト

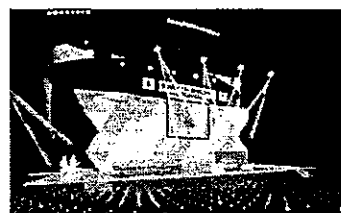
#### ① 横浜開港「ハッピーバースデー」プロジェクト

##### 横浜開港150周年記念式典

2009(平成21)年5月31日(日) パシフィコ横浜国立大ホール

- ・セレモニー
- ・宮本亜門オリジナルショー「ヴィジョン!ヨコハマ」

#### 祝祭



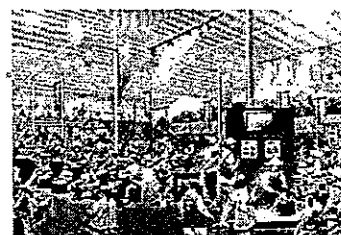
##### 祝祭イベント

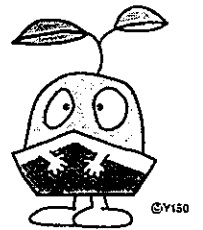
- ・H.I.S.2009年世界卓球選手権横浜大会
- ・日本大通りフラワーアートフェスティバル
- ・海のエジプト展～海底からよみがえる古代都市アレクサンドリアの至宝～
- ・海フェスタよこはま
- ・2009横浜国際トライアスロン大会
- ・大道芸 ・ザよこはまパレード ・横浜開港祭 など



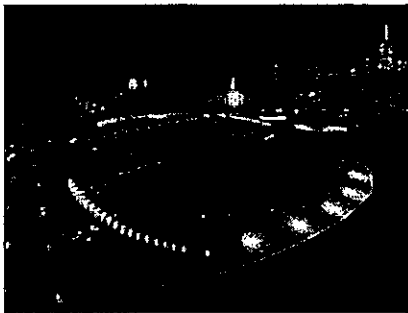
##### 横浜開港150周年記念テーマイベント「開国博Y150」

- ベイサイドエリア** みなとみらい21新港地区周辺  
会期：2009(平成21)年4月28日(火)～9月27日(日)
- ヒルサイドエリア** よこはま動物園ズーラシア隣接地区  
会期：2009(平成21)年7月4日(土)～9月27日(日)
- マザーポートエリア** 横浜駅周辺から山下・山手地区  
会期：2009(平成21)年の年間を通じて展開
- 市民参加イベント** 横浜FUNÉプロジェクト/DO-RA-MA YOKOHAMA150/横濱・開港キャンドルカフェ150





# まち みなと



## ② 横浜の新たな顔づくり・まちづくり推進プロジェクト

### 新たな顔づくり

- ・象の鼻地区再整備事業
- ・マリインタワー再整備
- ・アメリカ山公園整備
- ・日本丸メモリアルパークリニューアル など

### 文化芸術創造都市形成

- ・ナショナルアートパーク構想
- ・ヨコハマ国際映像祭2009
- ・創造限界形成
- ・創造の担い手育成 など

### まちづくり

- ・横浜駅周辺大改造計画
- ・戸塚駅周辺地区整備
- ・市内米軍施設の返還と跡地利用の推進
- ・羽田空港の国際化 など

# ひと



## ③ 市民力・地域力発揮プロジェクト

- ・文化芸術の持つ創造性を活かした地域づくり
- ・市民参加プラットフォーム推進委員会
- ・150万本植樹行動と150周年の森づくり
- ・開港150周年記念障害者スポーツ文化事業
- ・横浜18区紹介デー
- ・各区の取組
- ・マザーポートエリア
- ・地域や民間主体の取組 など



## ④ 次世代育成・人材育成プロジェクト

- ・小中一貫英語教育の推進
- ・横浜開港150周年記念副読本発行事業
- ・横浜サイエンスフロンティア高等学校の整備
- ・子育て家庭応援事業「ハマハグ」

## 開港150周年を迎え、さらなる国際的な発信力を高めていくための都市戦略の取組

- ・横浜クリエイティブシティ国際会議2009
- ・2009年シティネット横浜大会
- ・2010年日本APEC首脳会議の横浜開催の決定

### (3) 横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国博 Y150」(概要)

#### ア) 開催概要

■事業名称	横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」
■愛称	開国博Y150
■主催	財団法人横浜開港150周年協会
■総来場者数	716万6,300人
・うち有料入場者数	123万9,325人 (ベイサイドエリア111万3,403人、ヒルサイドエリア12万5,922人)
・うちプレイベント	62万人
■開催期間	ベイサイドエリア 2009年4月28日～9月27日(153日間) ヒルサイドエリア 2009年7月4日～9月27日(86日間) マザーポートエリア 年間を通じて実施
■総合プロデューサー	小川巧記(オガワ タクノリ)
■アートプロデューサー	日比野克彦(ヒビノ カツヒコ)

#### イ) 入場者数

##### ① 入場者実績

入場者数内訳

単位：人

入場者数	有料入場者数(単位:人)		
	累計		
累計		ベイサイド	ヒルサイド
7,166,300	1,239,325	1,113,403	125,922

有料入場者数内訳

単位：人

	小計	ベイサイド	ヒルサイド	備考
一般	988,259	892,423	95,836	
教育プログラム (横浜市立校のみ)	204,526	183,412	21,114	児童生徒
	11,641	10,400	1,241	引率教員
招待券等	34,899	27,168	7,731	協賛企業等
	1,239,325	1,113,403	125,922	

※1 有料入場者数は有料会場に入場した実人数となります。

※2 150 協会では、上記のほかに、平成 21 年 12 月に「キャンドルカフェ 2009」を開催し、約 31 万 1 千人の来場がありました。

## ② 有料入場者数

有料入場者数が 124 万人に止まった理由を特定することは困難ですが、次のような様々な要因が推測されます。

- a 市街地における既存の土地利用状況をそのまま活かし、広域的にイベントを行うという都市型の分散会場方式で実施したことから、コンテンツが分散し来場者のスムーズな移動が不自由であったことで一体感に欠けたこと。
- b 有料入場者数 500 万人の見込を発表した時点では、全会場（ベイサイド 6 会場、ヒルサイド 1 会場）を有料と想定していましたが、大さん橋会場や赤レンガ会場などは、会場施設側と調整の結果、既存のイベントの利用を優先し通期で利用できないこととなり、無料会場とせざるを得ず、最終的にベイサイドエリアでは有料会場 3 箇所と無料会場 4 箇所になったこと。
- c 分散会場方式のコンセプトを尊重し、無料会場でのコンテンツの充実も図ったため、来場者が既存の魅力ある観光スポットで展開した無料会場で満足されてしまったこと。
- d 多大な経費がかかることや、景観への配慮から有料会場全体を周囲から隔離する目隠し等を設置できなかったため、有料会場で展開した主要なコンテンツの一部（くも・バルーン）が会場の外から一部観覧できる状況となり、有料会場への来場動機が抑制される一因となったこと。
- e 限られた予算のなかで、安全、安心のイベントを目指して、既存市街地に広域に展開する無料会場や都市型・分散会場に応じた安全対策への投資も行ったため、有料会場への投資を抑制する必要が生じ、コンテンツの魅力が乏しくなったこと。
- f 会場構成の変更によりコンテンツの決定が遅れ、主要なコンテンツの発表前（平成 20 年 6 月 2 日）に前売券販売開始となったことなどにより、企業・個人の購買意欲を鈍らせたこと。
- g 前売入場券の販売を開始（平成 20 年 6 月 2 日）した以降、世界的な景気低迷（平成 20 年 9 月 15 日 リーマンブラザースの倒産）が発生し、消費者の感覚が変化したこと。
- h 開会前日（平成 21 年 4 月 27 日）に世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ 4 に引き上げたため、感染を恐れ混雑している集客施設へ出かける人が少なくなったこと。
- i 会期前半は週末ごとに天候が悪化するという悪循環が続き、外出を控えた人が多かったこと。

③ 開国博Y150企画内容の変遷

	実施計画プロポーザル提案 【平成18年11月】	実施計画 【平成19年5月】	実施設計プロポーザル提案 【平成19年7月】
来場者数	(公募条件 集客目標 ベイサイド300~350万人、 ヒルサイド50万人に対して) ベイサイド:動員目標450万人~550万人 (博報堂JV提案) ヒルサイド:動員目標:50万人 (ADK提案)	集客目標:500万人以上 (関連イベントを含む)	(公募条件 予測入場者数ベイサイド350万人、 ヒルサイド50万人に対して) ベイサイド:想定来場者数 約470万人(博報堂JV提案) ヒルサイド:予測入場者数 約50万人(ADK提案)
<b>ベイサイド</b>			
会期	4月25日~9月6日(135日間) 展示ホールのみ6月8日~9月4日 (89日間)	5月1日~9月27日(150日間) *コンテンツにより期間が異なる	4月29日~9月27日(152日間) *コンテンツにより期間が異なる
8街区	【横浜開港記念村】 ・横浜開港記念村ストリート ・開港150ハーバーステージ ・開港150周年オフィシャル グローカルテラス ・THE横濱座	・情報発信・歴史コンセプトを体感する エンターテイメント演出 ・フューチャーセイル150 ・交流&レスト、ワークショップ ・ホスピタリティ	・バーチャルシアター (浦沢直樹×手塚治虫) ・歴史ミュージアム ・フューチャーセイル ・メディアサテライトスタジオ ・ステージ ・ホスピタリティ
赤レンガ		・国際交流・港町イベント ワールドハーバーマーケット 世界港伝統芸能ステージ ・スポーツ系ミュージアム、スクール等 ・横浜音楽館(ライブハウス)	・ワールドポートマーケット(5月~) ・ナショナルポートステージ(5月~) ・ドリームアカデミー・オブ・スポーツ (7月~8月) ・ライブコンプレックス(6月)
大さん橋 ホール	【横浜クリエイティブ・アクト】 ・横浜ポセイドンシアター ・横浜ワールドクリエイターズ・ ワークショップ ・横浜アンデパンダン・パーティー ・横浜コンテンツポート ・横浜ナイトファンタジア ・横浜Artレストラン	・キッズ系イベント(体験学習型展示) ・環境系イベント(健康、パイオ、ハイテク 等テーマの企業参加型企画)	・キッズ・アドベンチャー (7月~9月上旬) ・アートプロムナード(5月~6月)
象の鼻	なし	なし	なし
新港会場	なし	なし	なし
海上会場	なし	なし	・ミュージック・エイド・コンサート (7月4日・5日)
7街区	なし	なし	なし
山下公園	なし	なし	なし
マザーポート エリア	なし	特別エリア	・携帯ナビゲーション ・エコバス回遊ツアー ・市民メッセージベンチ
パシフィコ 展示ホールC	【横浜芸術フェスティバル】 ・横浜アジア映画祭(14日間) ・横浜アジア音楽祭(3日間) ・YOKOHAMA GIRLS COLLECTION(7日間) ・シルク・ド・ヨコハマ(40日間)	・アート系イベント アート作品展、新進作家紹介等	・エコロジ...エンジン・エキシビジョン (6月~8月)
パシフィコ 展示ホールD		なし	なし
<b>ヒルサイド</b>			
会期	6月2日~9月27日(118日間)	7月4日~9月27日(75日間) (ズーラシア休園日は休業)	7月4日~9月27日(75日間) (ズーラシア休園日は休業)
内容	・テーマエンターテイメント ・シンポジウム、ダイアローグ、 コンサート等 ・市民参加展示・ワークショップ	・竹の海原 ・市民創発イベント ・エンターテイメントショー ・デイリートーク&パフォーマンスショー	・竹の海原 ・市民創発イベント ・エンターテイメントショー ・デイリートーク&パフォーマンスショー

平成19年10月11日発表 (600日前)		平成20年実施設計 【平成20年3月末】
来場者数	有料入場者数(予定):500万人	有料入場者数(予定):500万人
<b>ベイサイド</b>		
会期	4月28日～9月27日(153日間) * 赤レンガ5/9～、象の鼻6/2～	4月28日～9月27日(153日間) 象の鼻6/2～
8街区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜物語(展示・シアター)</li> <li>・文化交流ステージ</li> <li>・森を使ったテーマ展示</li> <li>・ホスピタリティ</li> <li>・大型スクリーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よこはま物語(展示・シアター)</li> <li>・横浜企業の展示&amp;出店</li> <li>・ラ・マシーンの展示&amp;ショー</li> <li>・ホスピタリティ</li> </ul>
赤レンガ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベリ―饗応の間&amp;ポーハタン号甲板の再現と接客料理の提供(5月～)</li> <li>・多文化国際交流ゾーン(5月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5カ国・5都市等バザール(5月～)</li> <li>・都市交流イベント</li> <li>・オフィシャルショップ</li> </ul>
大さん橋ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋都市Yシアター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加イベント</li> <li>・FUNEプロジェクト</li> <li>・区民イベント</li> </ul>
象の鼻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージイベント(6月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートワーク展示</li> <li>・トリックアート</li> <li>・ホスピタリティスペース</li> </ul>
新港会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端映像シアター</li> <li>・子どもエデュケーション企画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端映像シアター</li> <li>・子どもエデュケーション企画(企業出展)</li> </ul>
海上会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマカフェ</li> <li>・ライトアップ演出</li> </ul>	なし
7街区	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来シアター(海洋都市Yシアター)</li> <li>・アースバルーン</li> <li>・ステージイベント</li> </ul>
山下公園	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷川丸との連携</li> <li>・黒船来航</li> </ul>
マザーポートエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントとの連携</li> <li>・市民参加による回遊ルートマップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントとの連携</li> <li>・市民参加による回遊ルートマップの作成</li> </ul>
パシフィコ展示ホールC	なし	なし
パシフィコ展示ホールD	なし	なし
<b>ヒルサイド</b>		
会期	7月4日～9月27日 (日数記載なし)	7月4日～9月27日(86日間) (ズーラシア休園日も開催)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹の海原</li> <li>・市民創発イベント</li> <li>・エンターテインメントショー</li> <li>・デイリートーク&amp;パフォーマンスショー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹の海原</li> <li>・市民創発イベント</li> <li>・集客コンテンツ</li> </ul>

※グレーの網掛は周遊会場  
※最終的に有料4会場、周遊4会場としました。

## (4) 開港 150 周年記念事業の各種効果 (概要)

### ア 開港 150 周年記念事業の誘客効果

様々な開港 150 周年記念事業の実施により、多くの人々がマザーポートエリアを中心に横浜を訪問。

- ・ 観光案内所の取扱実績が前年同月比約 1.2 倍、
- ・ 臨時観光案内デスクの利用件数が 5.4 万件
- ・ 観光施設等の観光入込客数（日帰り客）は市内全体で約 9.3%（1 月～9 月）
- ・ 最も効果の大きかった山下・関内・伊勢佐木町地区では約 35.5%増などの誘客効果。

### 横浜市観光入込客数調査<1～9 月期>

施設種別コード	大地区名	施設数	08→09			
			09年1～9月	08年1～9月	増減	増減率
観光施設	鶴見周辺	10	621,552	580,053	41,499	7.2%
	みなとみらい・桜木町	12	4,826,682	4,259,296	567,386	13.3%
	山下・関内・伊勢佐木町	14	2,907,817	2,145,364	762,453	35.5%
	山手・本牧・根岸	21	1,112,242	1,034,737	77,505	7.5%
	磯子・金沢	8	5,601,051	5,739,968	-138,917	-2.4%
	その他	18	3,939,757	3,620,805	318,952	8.8%
	観光施設小計	83	19,009,101	17,380,223	1,628,878	9.4%
観光交通機関	観光交通機関	11	1,526,360	1,401,057	125,303	8.9%
観光施設等(日帰り客)計		94	20,535,461	18,781,280	1,754,181	9.3%
宿泊施設	鶴見周辺	11	194,072	210,518	-16,446	-7.8%
	みなとみらい・桜木町	9	987,996	1,013,821	-25,825	-2.5%
	山下・関内・伊勢佐木町	24	887,740	940,122	-52,382	-5.6%
	山手・本牧・根岸	2	10,633	10,900	-267	-2.4%
	磯子・金沢	6	70,386	86,132	-15,746	-18.3%
	その他	27	896,032	926,720	-30,688	-3.3%
	宿泊施設(宿泊者)計	79	3,046,859	3,188,213	-141,354	-4.4%
総計		173	23,582,320	21,969,493	1,612,827	7.3%

### 横浜駅観光案内所取扱実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成19年	26,516	27,296	25,586	28,840	32,314	29,408	169,960
平成20年	20,859	21,302	22,074	27,014	33,402	28,682	153,333
平成21年	29,681	32,990	28,785	30,831	34,178	31,784	188,249
前年同月比:19⇒20	79%	78%	86%	94%	103%	98%	90%
前年同月比:20⇒21	142%	155%	130%	114%	102%	111%	123%

### 桜木町観光案内所取扱実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成19年	19,110	21,144	17,802	17,509	24,777	17,934	118,276
平成20年	17,012	18,279	15,131	15,689	19,789	18,452	104,352
平成21年	23,773	24,586	22,090	23,722	26,151	23,836	144,158
前年同月比:19⇒20	89%	86%	85%	90%	80%	103%	88%
前年同月比:20⇒21	140%	135%	146%	151%	132%	129%	138%



## イ 開港 150 周年記念事業の経済波及効果

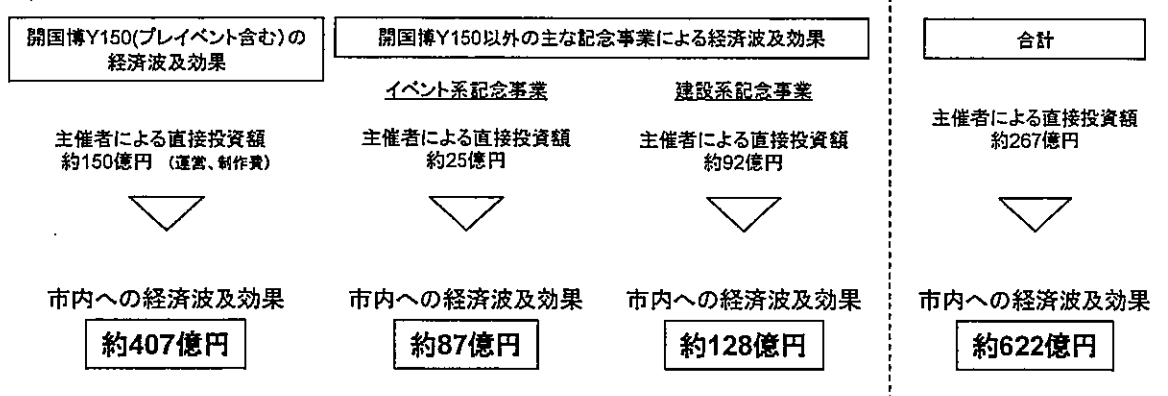
開国博Y150を含め、主な開港 150 周年記念事業による市内への経済波及効果は約 622 億円（横浜銀総合研究所推計）と推計。

商店街や商業施設からは、“売上げ面では期待していたレベルに届かなかった”ものの、“景気悪化のマイナスを和らげた”との声も。

### ■記念事業全体の経済波及効果

開国博 Y150 を含む主な開港 150 周年記念事業による市内経済への波及効果の把握を試みたところ、主な記念事業全体で約 622 億円、うち開国博 Y150 開催による波及効果額はプレイベントを含め約 407 億円と推計されました。

なお開国博 Y150 については横浜開港 150 周年協会が、それ以外の主な開港 150 周年記念事業については横浜市が、推計を行いました。



(注) 端数処理のため合計値と内訳の合計が合わないことがある。

## ウ 開港 150 周年記念事業の市民力向上効果

開港 150 周年記念事業の一つの特長が「多様な市民参加」

アンケート結果では、参加者の 70%以上が満足、80%以上が今後も参加したいと回答。

【開国博 Y150 関係市民参加事業 参加者数】

〔単位：人〕

事業名	実人数	延べ人数	実人数の積算
会場運営ボランティア	2, 587	16, 484	実人数：参加登録者数
ベイサイド市民協催	7, 511	11, 047	140 団体参加者数＋18 区紹介デー
ヒルサイド市民創発	10, 868	18, 628	182 プロジェクト ID 発行数＋竹伐採イベント参加者
横浜 FUNE プロジェクト	8, 000	18, 248	パスポート発行部数
DORAMA YOKOHAMA 150	500	18, 674	活動登録者数
横濱・開港キャンドルカフェ	208	208	ボランティア登録者数
マザーポート	615	615	
道志村間伐材プロジェクト	166	339	プラットフォーム推進委員会事業
イベントをエコにするネットワーク	750	750	プラットフォーム推進委員会事業
地域 SNS 「ハマっち！」	2, 800	2, 800	プラットフォーム推進委員会事業
合計	34, 005	87, 793	

## エ 開港 150 周年記念事業による横浜市のイメージ向上効果

全国のネットモニターに対するWEB調査では、2009 年が横浜開港 150 周年であることの認知度は、市民ではほぼ 100%、全国で見ても 6 割超と、大幅に向上。

開国博Y150 だけでもメディア掲載件数は 6,871 件、広告媒体換算で約 110 億円に相当する効果。

都市イメージについても、「国際的」や「おしゃれ」とのイメージの定着とともに「活気がある」などの動的なイメージや、歴史的なイメージも上昇。

### 【メディア掲載数】

(件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	合計
新聞・フリーペーパー	2,128	2,987	5,115
雑誌	259	478	737
テレビ	232	321	553
ラジオ	34	90	124
WEB	28	238	266
その他	17	59	76
合計	2,698	4,173	6,871

### 【広告媒体換算金額】

(千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	合計
新聞 (フリーペーパー含)	922,268	1,502,533	2,424,801
雑誌	104,061	340,730	444,791
テレビ	937,441	5,191,985	6,129,426
ラジオ	90,213	365,234	455,447
WEB	32,151	177,497	209,648
交通広告	454,905	633,815	1,088,720
その他	17,395	244,887	262,282
合計	2,558,434	8,456,681	11,015,115

\*算定期間は本格的に広報・宣伝活動を開始した平成 20 年 4 月から「開国博 Y150」が閉幕した平成 21 年 9 月まで

## 博報堂JVとの特定調停の概要

### 1 特定調停の申立について

(1) 申立日 平成22年3月30日(火)

(2) 特定調停対象社 博報堂JV

(博報堂、東急エージェンシー、京急アドエンタープライズ、相鉄エージェンシー、エヌエイチケイエンタープライズ、横浜アーチスト、旭広告社、神奈川新聞社による共同企業体)

(3) 申立先 横浜地方裁判所

(4) 申立の内容

「協会と博報堂JVとの間の債権額を確定した上、債務の支払い方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

- ・ 平成21年度の委託契約は概算契約となっている。
- ・ 平成21年度の委託契約金額の確定にあたって、協会は博報堂JVに対して大幅な減額を求める。

### 2 第1回調停期日の概要

(1) 日時 平成22年5月11日(火)

(2) 当日の概要

協会及び博報堂JVの双方から、調停委員に対し、それぞれの見解を説明しました。

### 3 今後のスケジュール

第2回調停期日予定 平成22年6月18日(金)

第3回調停期日予定 平成22年7月8日(木)



## 旅行代理店との訴訟に関する訴状・答弁書等の概要

### 1 株式会社日本旅行から協会への民事訴訟

- ・ 原告（反訴被告） 株式会社日本旅行  
被告（反訴原告） 財団法人横浜開港 150 周年協会
- ・ 提訴日 平成 22 年 2 月 25 日  
反訴日 平成 22 年 4 月 22 日
- ・ 係属裁判所 横浜地方裁判所
- ・ 第 1 回口頭弁論 平成 22 年 5 月 28 日（金）  
第 2 回口頭弁論 平成 22 年 7 月 9 日（金）

#### (1) 日本旅行の訴状（概要）

##### ア 請求の主旨

- ・ 被告は、原告に対し、金 50,467,176 円及び遅延損害金を支払え
- ・ 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決等を求める。

##### イ 日本旅行の提訴の請求原因

- ・ 事前に説明を受けていたイベント内容（平成 19 年 10 月 11 日中間発表）と実際に行われたイベントの内容が異なることは債務不履行である。
- ・ 各種割引販売を協会が行い、正規代金での入場券販売を妨害した。
- ・ 広報宣伝が不十分なだけでなく、原告らからの改善要請（ラ・マシ、アースバルーンが外から見えることの改善）に応じず放置した。
- ・ 何ら裏付けのない虚偽の予定有料入場者数を謳うことで契約を締結させた。
- ・ 本件契約中、実際に原告が販売できなかった入場券に係る部分を取り消す。
- ・ 本件契約の解除又は取消により、被告に過払いをしている代金と利息の返還を求める。

#### (2) 協会の答弁書（概要）

##### ア 請求の趣旨に対する答弁

- ・ 原告の請求を棄却する。
- ・ 訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。

##### イ 被告の主張

- ・ 内容や会場変更の経過内容を、原告は十分に承知しており、変更後の最終イベント案を本件契約時に承知しているにも関わらず、当初の記者発表資料を前提にした主張は不当である。
- ・ 各種割引販売は大口買取旅行代理店に事前に説明して販売しており、正規入場券販売を妨害した事実はない。
- ・ 被告が十分な宣伝をしなかったとする主張は事実と反している。
- ・ 有料入場者数は目標数値であり、確定的なものとして買取りを求めたことはない。
- ・ 原告の契約解除・取消しの主張は認められない。

### (3) 協会の反訴状 (概要)

#### ア 請求の主旨

- ・ 反訴被告は、反訴原告に対し、金 89,097,333 円及び遅延損害金を支払え。
  - ・ 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決等を求める。

#### イ 協会の反訴の請求原因

- ・ 協会と反訴被告は入場券の売買について以下のとおり約定した。(大口買取入場券に関する覚書)

[約定日]平成 20 年 5 月 30 日

[代金]2 億 3 千 4 百万円 (ペイイド\*普通大人入場券 (1800 円) で 13 万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額反訴原告に支払うものとする。

販売手数料等を代金から控除し、協会に支払う。

[支払期日]前金 平成 21 年 3 月 31 日

残金 平成 21 年 11 月 16 日

- ・ 以上から、反訴被告は約定に従い、残額および遅延損害金を支払う義務がある。

### (4) 日本旅行の反訴答弁書 (概要)

#### ア 請求の主旨に対する答弁

- ・ 反訴原告の請求は棄却する。
  - ・ 訴訟費用は反訴原告の負担とする。
- との判決を求める。

#### イ 反訴被告の主張

- ・ 反訴原告の主張される約定なるものは、反訴原告の債務不履行を理由として、平成 21 年 11 月 13 日に解除する旨の催告書を送付し、同催告書は同年 11 月 16 日に反訴原告に到達したことで消滅している。

## 2 近畿日本ツーリスト株式会社及び相鉄観光株式会社への民事訴訟

- 原告（反訴被告） 財団法人横浜開港 150 周年協会  
被告（反訴原告） 近畿日本ツーリスト株式会社  
被告 相鉄観光株式会社
- 提訴日 平成 22 年 3 月 30 日  
反訴日 平成 22 年 4 月 26 日
- 係属裁判所 横浜地方裁判所
- 第 1 回口頭弁論 平成 22 年 5 月 26 日（水）  
第 2 回口頭弁論 平成 22 年 7 月 6 日（火）

### (1) 協会の訴状（概要）

#### ア 請求の主旨

- 被告近畿日本ツーリスト株式会社は、金 109,249,787 円及び遅延損害金を支払え
- 被告相鉄観光株式会社は、金 36,462,306 円及び遅延損害金を支払え
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決等を求める。

#### イ 協会の提訴の請求原因

- 協会と被告は売買について以下のとおり約定した。（大口買取入場券に関する覚書）

[約定日]平成 20 年 5 月 30 日

[代金] 近畿日本ツーリスト 2 億 7 千万円

（ペイ付普通大人入場券（1800 円）で 150,000 枚分）

相鉄観光 9 千万円

（ペイ付普通大人入場券（1800 円）で 50,000 枚分）

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものとする。

販売手数料等を代金から控除し、協会に支払う。

[支払期日]前金 平成 21 年 3 月 31 日

残金 平成 21 年 11 月 16 日

- 以上から、被告はそれぞれ約定に従い、残額および遅延損害金を支払う義務がある。

## (2) 近畿日本ツーリスト・相鉄観光の答弁書（概要）

### ア 請求の趣旨に対する答弁

- ・ 原告の請求を棄却する。
  - ・ 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

### イ 被告の主張

- ・ 原契約締結後、米国における金融不安などの世界的経済危機、新型インフルエンザの大流行などにより、有料入場者の激減につながった。
- ・ これらの事情変更は被告及び原告双方とも予見することはできなかった。
- ・ 原契約内容をそのまま存続させることになれば、被告は巨額の損失をこうむることになり、著しく不公平な結果となる。
- ・ イベントの内容は、当初原告が説明していた内容とは大きく異なり、集客力の極めて乏しい内容だった。
- ・ 被告らの改善の求めにも関わらず、原告は、企画・運営の改善をし、有料入場者総数を増加させるための努力を怠った。
- ・ 本件は、事情変更の原則が適用される事案であるから、実際の有料入場者総数に比例して買取代金を改定すべきである。
- ・ 既に被告が原告に支払った金額は、上記改定の金額を超えており、過払金として被告に対して返還すべき。

## (3) 近畿日本ツーリストの反訴状（概要）

### ア 請求の主旨

- ・ 反訴被告は、反訴原告に対し、金 40,622,895 円及び遅延損害金を支払え。
  - ・ 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決等を求める。

### イ 近畿日本ツーリストの反訴の請求原因 上記②答弁書と同趣旨

## (4) 協会の反訴答弁書（概要）

### ア 請求の主旨に対する答弁

- ・ 反訴原告の請求は棄却する。
  - ・ 訴訟費用は反訴原告の負担とする。
- との判決を求める。

### イ 反訴被告の主張

- ・ 反訴請求の原因に対する答弁、反訴被告の主張および本訴被告らの答弁についての反論は、次回期日までに準備書面で明らかにする。



## 住民訴訟に関する訴状・共同参加申出・答弁書等の概要

## 1 訴状の概要

- (1) 原告 かながわ市民オンブズマン、よこはま市民オンブズマン
- (2) 被告 横浜市長林文子
- (3) 提訴日 平成 22 年 4 月 23 日 (金)
- (4) 第 1 回口頭弁論 平成 22 年 6 月 14 日 (月) 午前 11 時 00 分
- (5) 係属裁判所 横浜地方裁判所
- (6) 請求の趣旨
  - ア 被告は、前市長中田宏に対して、金 7,790,979,442 円の損害賠償請求をせよ。
  - イ 被告は、開港 150 周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取崩してはならない。  
との判決を求める。
- (7) 請求の原因
  - ア 協会が契約した実施業務等委託契約は、プロポーザルによる選定の際の前提条件を大幅に変更する違法な契約で、その財源としての補助金交付は違法である。
  - イ 開港 150 周年記念事業の財源として、財政調整基金を取崩すことは違法である。

## 2 共同訴訟参加申出 (概要)

- (1) 参加人 10 名 (住民監査請求者「何だったの? 開国博 Y150 市民の会」)
- (2) 参加の趣旨
 

原告かながわ市民オンブズマン外 1 名、被告横浜市長の間の住民訴訟事件について、参加人らは共同訴訟人として参加する。
- (3) 参加人らの住民監査請求
 

参加人らも「Y150」をめぐる支出に関し、平成 22 年 3 月 23 日に住民監査請求を行なった。横浜市監査委員は、平成 22 年 4 月 12 日、参加人らに対し、住民監査請求の要件を満たしていないと判断して、監査は実施しないことに決定したとの通知をした。
- (4) 参加人らの請求の趣旨
  - ア 被告は中田宏に対して、金 96 億 3318 万 541 円の損害賠償請求をせよ。
  - イ 被告は、平成 21 年度の横浜市から協会への補助金交付決定を取り消し、協会に対し 32 億 6731 万 8000 円の返還請求をせよ。
  - ウ 被告は、開港 150 周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取崩してはならない。
- (5) 共同訴訟参加の理由
  - ア 問題とした支出が先行事件の原告らの請求内容と重なっている。
  - イ 適法な監査請求を経た他の住民が共同訴訟人として原告側に参加することは禁じられてはいない。

### 3 本市の答弁書の概要

#### (1) 請求の趣旨に対する答弁

- ア 原告らの訴えのうち、請求の趣旨第2項にかかる部分を却下する。
- イ 共同訴訟参加人らの訴えを却下する。
- ウ 原告らのその余の請求を棄却する。
- エ 訴訟費用は原告ら及び共同訴訟人らの負担とする。  
との判決を求める。

#### (2) 被告の主張

- ア 財政調整基金の繰入れは、5月31日付で完了しており、訴えの利益が消滅している。
- イ 共同訴訟参加制度は、当初の原告による訴訟係属を前提として参加する制度であり、共同訴訟参加人の請求の趣旨には、原告の請求の趣旨に含まれていない部分がある。よって、共同訴訟参加人が独自の請求の趣旨を立てることになるので不適當である。
- ウ 協会が締結した実施業務等委託契約は適法な契約であり、補助金の交付も予算の範囲内で、規則・要綱に基づき交付決定しており、違法ではない。  
また、財政調整基金の繰入れは、地方財政法、横浜市財政調整基金条例に基づき適切に執行している。

#### 【参考】住民監査結果（平成22年3月25日公表）

本件請求には理由がないと認める。（棄却）

- (1) プロポーザル方式とは、対象とする業務に係る「受託候補者」を選定するための方式であり、請求人の主張の前提となっている当該業務の「設計案」を選定するコンペ方式とは異なる。また、実施設計・実施業務の総事業費は、プロポーザル方式による選考時の総事業費の金額を下回っており、請求人の主張する、異なる事業規模を前提とした、当初の条件を大幅に変更する業務委託契約であったとは認められない。
- (2) 開港150周年記念事業の財源として財政調整基金を取崩したことが、当時の財政状況から、条例第6条第1号にある「財源が著しく不足する場合」に該当する状況であり、また、条例第6条第3号後段に定める「その他必要やむを得ない理由」に該当するとした横浜市の判断が、「著しく不合理であり、裁量権を逸脱し、又は濫用したもの」であるとはいえない。

## 財団法人横浜開港 150 周年協会の概要

## 1 財団設立の目的

財団は、横浜開港 150 周年（2009 年）を迎えるに当たり、横浜開港 150 周年記念に関する事業を実施し、及び支援することにより、神奈川県内市町村開国 5 カ国、開港 5 都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げてきた実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 2 設立年月日 平成 19 年 2 月 27 日（神奈川県から設立許可）

## 3 事業内容

- (1) 横浜開港 150 周年に関する記念事業
- (2) 横浜開港 150 周年に関する広報宣伝事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 4 役員等の構成（次頁参照）

## 5 事務局の体制

市派遣 3 名、人材派遣 1 名

役員名簿

1	理事(会長)	佐々木 謙 二	横浜商工会議所会頭
2	理事(副会長)	藤 木 幸 夫	横浜港運協会会長
3	理事(副会長)	小松崎 隆	横浜市副市長
4	専務理事	小 野 耕 一	
5	常務理事	倉 田 好 明	
6	理事	石 渡 恒 夫	社団法人神奈川経済同友会代表幹事
7	理事	井 上 隆	横浜商工会議所副会頭
8	理事	岡 野 誠 一	社団法人横浜市商店街総連合会会長
9	理事	岡 本 坦	社団法人横浜港振興協会会長
10	理事	小 川 是	社団法人横浜銀行協会会長
11	理事	小此木 歌 藏	神奈川倉庫協会会長
12	理事	金 近 忠 彦	財団法人横浜港埠頭公社理事長
13	理事	川 本 守 彦	財団法人横浜市青少年育成協会理事長
14	理事	齋 藤 史 郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長
15	理事	齋 藤 文 夫	社団法人神奈川県観光協会会長
16	理事	山 口 宏	財団法人横浜市体育協会会長
17	理事	高 橋 忠 生	社団法人神奈川県経営者協会会長
18	理事	成 田 憲 一	財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー専務理事
19	理事	西 田 義 博	社団法人横浜貿易協会会長
20	理事	丸 山 純 一	横浜税関長
21	理事	菊 地 弘 訓	横浜船主会代表
22	理事	横 尾 典 克	社団法人横浜青年会議所理事長
23	監事	饗 場 正 彦	公認会計士
24	監事	早 川 敦 彦	社団法人神奈川県経営者協会理事

評議員名簿

1	市 川 能 英	日本銀行横浜支店長
2	今 井 三 男	横浜市医師会会長
3	大 谷 一 彦	社団法人神奈川県バス協会会長
4	大 塚 茂 夫	郵便局株式会社 南関東支社長
5	大 野 清 一	社団法人神奈川県タクシー協会会長
6	上 條 清 文	社団法人日本民営鉄道協会会長
7	神 谷 光 信	財団法人神奈川産業振興センター会長
8	北 山 齊	国土交通省関東地方整備局港湾空港部長
9	小 堀 卓	株式会社横浜国際平和会議場専務取締役
10	末 岡 峰 雄	弁護士
11	高 橋 和 也	横浜市 APEC・創造都市事業本部長
12	塚 原 良 一	横浜商工会議所専務理事
13	筒 井 康 之	社団法人神奈川県トラック協会会長
14	清 田 健 司	社団法人日本旅行業協会関東支部神奈川県地区長
15	野 島 透	横浜税関総務部長
16	橋 本 繁	財団法人横浜市緑の協会理事長
17	長谷川 博	税理士
18	原 範 行	社団法人日本ホテル協会神静山梨支部支部長
19	藤 林 文 夫	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団理事
20	本 田 晃 一	財務省関東財務局横浜財務事務所長
21	前 田 正 子	財団法人横浜市国際交流協会理事長
22	増 田 仁	経済産業省関東経済産業局産業部長
23	屋 代 昭 治	財団法人横浜企業経営支援財団理事長
24	矢 野 和 義	国土交通省関東運輸局海事振興部長
25	横 田 和 浩	社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事

# 「開国博 Y 1 5 0」訴訟関連資料

<資料番号>

## 1 財団法人横浜開港150周年協会と旅行代理店との民事訴訟

### (1) 日本旅行に係る訴訟

#### ア 日本旅行からの訴状

(ア) 日本旅行からの訴状（平成22年2月25日）…………… ①

(イ) 協会の答弁書（平成22年5月20日）…………… ②

#### イ 反訴状

(ア) 協会からの反訴状（平成22年4月22日）…………… ③

(イ) 日本旅行の答弁書（平成22年5月25日）…………… ④

### (2) 近畿日本ツーリスト・相鉄観光に係る訴訟

#### ア 協会からの訴状

(ア) 協会からの訴状（平成22年3月30日）…………… ⑤

(イ) 近畿日本ツーリストの答弁書（平成22年4月26日）…………… ⑥

(ウ) 相鉄観光の答弁書（平成22年4月26日）…………… ⑦

#### イ 近畿日本ツーリストからの反訴状

(ア) 近畿日本ツーリストからの反訴状（平成22年4月26日）…………… ⑧

(イ) 訴えの変更申立書（平成22年5月13日）…………… ⑨

(ウ) 協会の答弁書（平成22年5月26日）…………… ⑩

## 2 本市に対する民事訴訟（住民訴訟）

(1) 市民オンブズマンからの訴状（平成22年4月23日）…………… ⑪

(2) その他参加人からの協同訴訟参加申出書（平成22年5月12日）…………… ⑫

(3) 市の答弁書（平成22年6月14日）…………… ⑬

訴 状

横浜地方裁判所民事部 御 中

平成22年2月25日

〒105-8606 東京都港区新橋2丁目20番15号

原 告 株式会社 日 本 旅 行

代表者 代表取締役 丸 尾 和 明

(送達場所)


〒107-0062 東京都港区南青山6丁目8番15号


五木田・三浦法律事務所南青山オフィス


電 話 03-5774-2090


ファクシミリ 03-5774-2091


原告訴訟代理人

弁護士 三 浦 雅 生 

弁護士 山 本 厚 

弁護士 石 川 雅 子 

弁護士 河 野 裕 輔 

弁護士 今 野 智 博 

弁護士 岡 野 陽 子 

弁護士 住 吉 大 輔

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港一丁目6番地

被 告 財団法人横浜開港150周年協会

代表者理事 佐々木 謙 二

### 入場券代金返還請求事件

訴訟物の価額 金50,467,176円

貼用印紙の額 金173,000円

### 第1 請 求 の 趣 旨

1 被告は、原告に対し、金50,467,176円とこれに対する平成21年3月31日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決と第1項について仮執行宣言を求める。

### 第2 請 求 の 原 因

#### 1 当 事 者

- (1) 原告は、旅行業及び各種入場券、観覧券等の受託販売等を目的とする株式会社である。
- (2) 被告は、平成21年に横浜開港150周年を迎えるにあたり、横浜開港150周年記念に関する事業を実施し、及び支援することにより、神奈川県内市町村、開国5カ国、開港5都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げてきた実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄

与することを目的とする財団法人である。

## 2 前期第1期入場券の大口買取契約の成立

(1) 原告は、平成20年(2008年)5月30日に、被告の入場券販売管理の委託を受けていた横浜開港150周年記念テーマイベント入場券販売管理センターを通じて、被告と横浜開港150周年記念テーマイベント入場券委託販売契約(以下、原契約という。甲1)を結ぶとともに、「横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書」(以下、本件覚書という。甲2)を交換し、前売第1期入場券の大口買取契約(以下、本件契約という)を締結した(以下、横浜開港150周年記念テーマイベントを「横浜博」といい、横浜博会場への入場券を「本件入場券」という)。

(2) 本件契約の概要は、以下のとおりである。

- ① 本件入場券販売の前売期開始の平成20年(2008年)6月2日から開催期終了の同21年(2009年)9月27日までの間に、原告のネットワークにより最大限販売可能な枚数を、購入に先立ち事前に被告に申告することにより確定した本件入場券を「大口買取入場券」と定める(本件覚書第1条1項)。
- ② 原告の「大口買取入場券」の枚数は154,300枚(内訳大人入場券120,300枚、中人入場券4,000枚、小人入場券15,000枚、シニア入場券15,000枚)とする、その内13万枚を買取担保枚数として、原告が横浜博会期終了までの間に販売できた本件入場券代金額が買取担保枚数に前売第1期ベイサイド普通大人入場券代金を乗じた額に達しなかったときは、その差額を原告は被告に支払う(本件覚書第1条2項、第2条1項)。
- ③ 原告は、被告に対し、大口買取入場券代金の前金として、代金額の50%相当額以上の額を平成21年(2009年)3月31日までに、



残代金は同年（2009年）11月16日までに支払う。

- ④ 大口買取入場券については、原契約第8条1項(1)(甲1)に定める「前売第1期の期間中に販売した入場券」に適用される販売手数料率を適用して算出した額を被告は原告に支払う（本件覚書第3条本文）。
- ⑤ 大口買取入場券のうち、原告が被告から実際に購入した入場券枚数については、原契約第10条に定める販売奨励金算定の対象として販売総数に加算するものとし、算定された販売奨励金を、被告は原告に対し、横浜博会期終了後速やかに支払うものとする（本件覚書第3条なお書き）。
- ⑥ 大口買取入場券については、被告は原告に対し、その販売総数に応じて販売額に所定の買取奨励金料率を乗じた額の買取奨励金を支払う（原契約第9条、本件覚書第5条）。

### 3 本件契約に基づく被告の債務と債務不履行

一般に入場券は、特定の場所において特定の施設や特定の内容をもったイベントを見学する権利を表章した券であるから、入場券の価値は、その入場して見学できる各種施設やイベントの内容によって決まる。

したがって、被告は本件入場券を販売する以上は、広く本件入場券購入者に対し、横浜博について「特定の場所において特定の施設や特定の内容のイベントを見学する権利」を付与したことになることから、「入場券購入者が特定の場所において特定の施設や特定の内容のイベントを見学できるようにする義務」を負うものである。この理は、本件入場券を転売目的で購入した原告のような販売業者に対しても同様である。

そこで、被告は、その主催された横浜博について、本件契約に基づき、本件契約に当たって被告が原告に説明された横浜博の内容にて実施すべき債務を原告に対して、負っているものと解される。

ところが、被告は、少なくとも以下に列記する各債務の履行を怠り、そのために、横浜博の有料入場者数は原告が事前に被告らに説明していた予定有料入場者数 500 万人（甲 3 の 11 頁、甲 4 の 4 頁）を遙かに下回り、被告の公式発表によってさえも 123 万 9,325 人で終わっている。

(1) 新港地区 8 街区会場（はじまりの森）では「横浜ものがたり」と題して、横浜 150 年史の大型シアター、歴史体験型展示を行うという契約（甲 3 の 16 頁、甲 4 の 6 頁）が、実際には到底「大型シアター」とは呼べない放映スペースと、紙芝居のような歴史展示に終わっている。

(2) 新港地区 8 街区会場（はじまりの森）では、テーマレストランとして、黒船をイメージした内装で、オリジナルの開国・開港当時のメニューも提供されるという契約（甲 3 の 16 頁）が、実際にはそうしたレストランはなく、僅かにカフェテリアスタイルで通常のテーブルと椅子が配置されるだけのもので、メニューも一般的なものしかない有様であった。

(3) 新港地区 8 街区会場（はじまりの森）では、「はじまりの森」とあるように、森を使ったテーマ展示という契約（甲 3 の 16 頁、甲 4 の 6 頁）が、実際には森自体が存在しなかった。

(4) 新港埠頭会場では、会場名を「YOKOHAMAクリエイティブキッズ」として、東京の豊洲で成功している子供の職業体験施設キッズニアのイメージを抱かせる図面で、「子供たちの創造性を刺激して育てていくコンテンツ」を用意し、子供たちが遊びながら参加できるプログラムや体験型の展示を、企業の最先端の技術や知見、社会的取り組みをもとに展開するという契約（甲 3 の 15 頁、20 頁、甲 4 の 7 頁）であった。しかし、実際には、キッズニアのようなコンテンツは全く用意されず、パソコンを使ったシミュレーションゲームのようなもの

が2台と、言葉を記入した木の葉型の紙をバルーンの中に飛ばす設備と、床に埋められたスイッチを踏み続けて電気を点ける設備のみで終わった。

(5) 赤レンガ会場では、ペリー饗応の間・黒船ポーハタン号甲板の再現と接遇料理の提供という契約(甲3の17頁、甲4の6頁)であったのが、実際には、そもそもそのような会場そのものがなく、全くそうしたサービスの提供はされなかった。

(6) Yシアターは、大さん橋ホールを会場とし、横浜からの「出航」とその未来像をアニメで映像化して示し、そのアニメの3部作の内容も各所で完結するという契約(甲3の19頁、甲4の7頁)であったが、実際には、7街区会場となり、アニメの内容は契約とは全く異なり、一部過激シーンがあって子供には見せられないと判断されたもので、3部作の全作品を見なければストーリーが完結しないという代物であった。

(7) 海上会場では、環境メッセージをシンボル化したフロート会場を横浜港に用意し、夜はアートナイトページェントの装置空間と化し、昼はテーマカフェとするという契約(甲3の21頁、甲4の7頁)であったが、実際には会場そのものが用意されなかった。

#### 4 被告による正規入場券販売の妨害行為

被告は、原告を初めとして大手旅行会社5社に大量の本件入場券を購入させ一般に販売させている以上は、少なくとも本件契約に付随する信義則上の義務として、原告に対し、原告による本件入場券販売を妨げるような行為をしてはならない義務を負っている。

ところが、被告は、原告の同意を得ることなく、この義務に違反して下記の本件入場券割引販売を行い、原告による正規代金での本件入場券販売を妨害した。

- (1) 原告は、平成20年6月に横浜市水道局、同市厚生会、同市職員向けに本件入場券を割引販売するよう被告から強いられ、割引額についての負担までさせられた。
- (2) 本来前売第1期の期間のみの販売予定であったベイサイド・ヒルサイドセット券（甲5）を、被告は会期終了まで販売した。
- (3) 前売第2期は開幕前日（平成21年4月27日）で終了するものが（甲2の第3条(2)）、被告は平成21年5月15日まで前売第2期価格での本件入場券販売を行った。
- (4) 被告は、平成21年6月末より、賛助会員（協賛企業等）向けにベイサイド・ヒルサイドセット券を正規代金2,200円のを大人1,800円で割引販売した（甲5）。
- (5) 海のエジプト展割引、スリーエフ割引、トライアスロン割引、絹の道割引等、五月雨的に被告により本件入場券の割引券が発行され、広く公衆に配布された。
- (6) 区民デー割引が被告により既に開催期に入っている平成21年8月と9月に実施され、前売第1期の価格で本件入場券が販売された（前売第2期より安い価格での販売なので、当然のことながら、現地では前売第2期に購入された区民からクレームが出された）。

#### 5 その他、入場券販売が不振を極めた理由

被告は、横浜博主催者として、また後述のように予定有料入場者数が少なくとも500万人にも上ると称して本件入場券を原告らに大量に販売した以上は、本件契約に付随する信義則上の義務として、横浜博の有料入場者数増大のために原告ら大口入場券購入者の本件入場券販売に協力すべき義務があるというべきである。

しかるに、横浜博は被告による広報・宣伝が不十分だけでなく、再三の原告ら旅行会社からの改善要請にもかかわらず、被告が要請に応じ

ずに、本件入場券を購入しなくとも会場外から、横浜博の唯一の目玉コンテンツである「ラ・マシン」(甲6)のパフォーマンス、アースバルーンが丸見えの状態に放置したことが、入場券販売が不振であった大きな理由としてあげられる。これらは、明らかに被告の協力義務違反というべきである。

## 6 被告による虚偽の説明

原告を初めとして、大手旅行会社が本件契約のように被告から本件入場券を大口買取する旨の契約を締結したのは、事前に被告から横浜博の予定有料入場者数が少なくとも500万人にのぼるという説明を受け、かつ被告の公的性格からして原告らはこの数字を十分な裏付けのあるものと信頼していたからである。いわば本件契約は、500万人という予定有料入場者数が、確実な調査資料に基づいていることを前提にしたものである。

ところが、実際に開催された横浜博は、会場スペースや各施設の収容能力からすると、そもそも500万人もの入場者を受入れることが到底不可能なものであり、被告は何ら裏付けのない虚偽の予定有料入場者数を謳うことで、本件契約を締結させたものと言わざるを得ないものである。

## 7 本件契約の解除・取消

- (1) 原告は、被告に対し、平成21年11月13日に、本件契約を上述した被告の債務不履行に基づき、本件契約中、実際に原告が販売できなかった本件入場券に係る部分を解除する旨の催告書(甲7の1)を送付し、同催告書は同年11月16日に被告に到達した(甲7の2)。
- (2) 本件契約は、被告の予定有料入場者数500万人という全く裏付けのない虚偽の数字説明を前提として結ばれたものであり、被告による民法上の詐欺によって結ばれたことになることから、原告は本訴状を

もって詐欺を理由に、本件契約中、実際に原告が販売できなかった本件入場券に係る部分を取消すものである。

#### 8 原告の本件入場券代金支払と実際の販売枚数

(1) 原告は、本件契約に基づき、被告に対し、平成 21 年（2009 年）3 月 31 日に、大口買取入場券代金の前金として、金 107,560,200 円を支払っている。

(2) 原告が販売した横浜博会場の入場券枚数は合計で 51,240 枚にのぼるが、その内、本件契約に基づき納品を受けた本件入場券の販売のできた枚数は、下記内訳のとおり合計で合計 40,149 枚であり、この代金は、金 67,366,400 円である。

券種区分	販売枚数	販売金額
大人(1800円)	34,389	61,900,200
中人(900円)	690	621,000
小人(600円)	2,816	1,689,600
シニア(1400円)	2,254	3,155,600
合計	40,149	67,366,400

(3) 他方、上記本件入場券実販売枚数に基づき、本件契約に基づき、被告が原告に支払うべき販売手数料は金 8,757,632 円（本件契約第 3 条本文及び原契約 8 条第 1 項 1 号に基づき販売額の 13%相当額）、販売奨励金は金 1,010,496 円（本件契約第 3 条なお書き及び原契約第 10 条 1 項に基づく販売額の 1.5%相当額）、買取奨励金は金 505,248 円（本件契約第 5 条第 2 項及び原契約 9 条に基づく販売額の 0.75%相当額）の、合計金 10,273,376 円となる。

(4) したがって、原告は被告に対し、本件入場券代金として

金50,467,176円（上記(1)記載金額－上記(2)記載合計金額＋上記(3)記載合計金額）が過払いの状態にある。

## 9 本件入場券の納品と返品状況

(1) 本件入場券は、被告から原告に対し、平成20年（2008年）5月23日から同21年（2009年）7月17日にかけて8回に分けて、次のとおり、合計191,300枚が納品された。

大人入場券	114,000枚
中人入場券	23,900枚
小人入場券	26,700枚
シニア入場券	26,700枚

(2) 横浜博終了後、売れ残った本件入場券は、原告から被告に対し、平成21年（2009年）10月21日に、次のとおり合計151,151枚を返還し、原告はこれを受領している。

大人入場券	79,611枚
中人入場券	23,210枚
小人入場券	23,884枚
シニア入場券	24,446枚

## 10 結 語

よって、原告は被告に対し、本件契約の解除又は取消により、被告に過払いをしている本件入場券代金50,467,176円と被告が原告から支払を受けた日である平成21年3月31日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による利息金（民法第545条第2項）の返還を求めるものである。

## 第3 添付書類の表示

1 訴訟委任状	1通
2 原・被告の現在事項証明書	各1通

- 3 甲第1号証 (横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書)
- 4 甲第2号証 (横浜開港 150 周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書)
- 5 甲第3号証 (「横浜開港 150 周年記念テーマイベント」と題する冊子)
- 6 甲第4号証 (「報道・マスコミ関係各位『横浜開港 150 周年記念テーマイベント〈概要資料〉」と題する冊子)
- 7 甲第5号証 (「入場券の種類、区分、入場料金」と題する書面)
- 8 甲第6号証 (平成 20 年 5 月 28 日付け News Release 「『開国・開港 Y 150』ベイサイドエリア メインコンテンツのアーティスト決定」と題する書面)
- 9 甲第7号証の1 (催告書控え)
- 10 甲第7号証の2 (催告書の配達証明書) 以 上



平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件

本訴原告(反訴被告)株式会社日本旅行

本訴被告(反訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

答 弁 書

平成22年5月20日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁 護 士 末 岡 峰 雄

電 話 0 4 5 - ( 6 6 2 ) 7 5 9 7

F A X 0 4 5 - ( 6 6 2 ) 7 5 9 5

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 1項認める。
- 2 2項について

(1) 認める。

(2) ①②③④は認める。⑤については、原告において実際に購入した入場券枚数が154、300枚を主張しているのであれば認める。

⑥は引用条文のうち、本件覚書第5条の部分を除き認

める。

3 3項前文中有料入場者数が123万9、325人である旨被告が公式発表をしたことは認める。その余は争う。

(1) 紙芝居のような歴史展示に終わっているとの主張については否認する。その余は争う。

(2) 争う。

テーマレストランについては、日米国旗を掲出し、黒船をイメージした内装をカウンター周辺に施し、メニューについても牛鍋開花丼、牛鍋開花うどん、黒船カツカレー、横浜開港バーガー、総司令官のナポリタンなど取り揃えて開港開国の雰囲気作りをした(乙第1号証P35)。

(3) 森を使ったテーマ展示を予定していたことは認める。その余は争う。

森を使ったテーマ展示については、開港当時の森をイメージして設計した円環と呼ばれるパイプによって森を表現した。なお、この施設はJCDデザインアワード2009で銀賞を受賞している。

(4) 新港埠頭会場で会場名をYOKOHAMAクリエイティブキッズとするイベントを予定したことは認める。その余は争う。

(5) 赤レンガ会場でペリー饗応の間・黒船ポーハタン号甲板の再現と接遇料理の提供を予定したことは認める。



その余は争う。

ペリー饗応の間については、はじまりの森会場のよこはまものがたりのエントランスゾーンにおいて再現した（乙第1号証P34）。接遇料理については、当時の食材を使用すると本件イベントには不適格な価格になるため周辺ホテルに依頼して代替料理を提供した。

- (6) 海洋都市Yシアターの開催場所として、大さん橋ホール予定していたことは認める。その余は争う。

大さん橋ホールの既存の利用者の利便性を最大限尊重するため、新たに7街区に専用上映館を建築し、良好な環境を構築した（乙第1号証P36乃至38）。

- (7) 海上会場（場所未定）を夜はアートナイトページの装置空間と化し、昼は同所にテーマカフェを予定していたことは認める。その余は争う。

海上会場については、気象条件如何によって観客に対する十分な安全性の確保が困難であるとの見地から取り止めとし、代わりに黒船の再現船舶を使用した乗船体験イベントを提供した（乙第1号証P50）。

#### 4 4項前文争う。

- (1) 平成20年6月横浜市水道局、同市厚生会、同市職員向けに本件入場券を販売したことは認める。その余は否認する。

- (2) 否認する。

- (3) 前売り第2期は開幕前日で終了は認める。その余は否認する。
- (4) 否認する。
- (5) 海のエジプト展、スリーエフ割引、トライアスロン割引、絹の道割引等の入場券を発行していたことは認める。その余は争う。
- (6) 区民デー割引を実施したことは認める。その余は争う。
- 5 5項争う。
- 6 6項争う。
- 7 7項
- (1) 認める。
- (2) 争う。
- 8 8項
- (1) 認める。(2)(3)(4)は争う。
- 9 9項争う。
- 10 10項争う。

### 第3 被告の主張

(横浜開国・開港150周年記念テーマイベントについて)

- 1 被告は、平成21年(2009年)横浜開港150周年を迎えるあたり、その記念事業を実施し及び支援することにより神奈川県内市町村、開国5カ国、開港5都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げてきた実績等を引継ぐ

ことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とし、横浜開港150周年に関する事業を行うため、平成19年2月27日、設立された財団法人である。原告が横浜博と略称する本件テーマイベントの正式事業名は、横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」である。

2 被告は、このイベントを実施するためイベント会場として、横浜市中区の横浜港周辺に3つの有料会場と赤レンガ倉庫から山下公園にかけて5つの周遊会場によって構成されるベイサイドエリアを設定し、また旭区のズーラシア動物園近接地区に有料会場のヒルサイドエリアを設定するなどしたほか本件テーマイベントを盛り上げるため西区、中区にわたるマザーポートエリアを設定し、横浜駅周辺から山下・山手地区の広く市民の馴染みの人気スポットを中心とした市民参加の横浜回遊ルートマップづくりなどをして市民に本件イベントのアピールをした（乙第1号証、乙第2号証、乙第5号証の1乃至3）。

3 本件テーマイベントの有料入場券の販売等の業務は、横浜開港150周年記念テーマイベント入場券販売管理センター（以下、入管センターという。）を設置し、同センターにおいて実施することとした。同センターは、幅広い入場券販売ネットワークの構築、戦略的販売促進活動を展開するため、これらの業務を効果的・効率的に推進できる業者を公募し、応募者の中から株式会社JTB首都圏を代表幹事社と定め同社を通して原告を含む全6社をも

って入管センターの構成メンバーとした。入管センターは幹事社  
主宰のもと適宜会議を開き被告や各社からの事案報告がなされ、  
提案案件について意志の統一を諮った（乙第4号証P8）。

（本件契約と債務不履行について）

- 1 本件入場券は、入場券購入者が被告の企画したテーマイベント  
の実施会場であるベイサイドエリアの新港地区7・8街区やヒル  
サイドエリアの有料会場に入場し、各会場内で催されるテーマイ  
ベントを観賞するために発行発売された入場券である（乙第4号  
証）。この入場券に関して原告は被告との間で大口買取購入契約  
を締結しているが、その中でイベント内容についての合意はして  
いない（乙第3号証）。
- 2 被告は、本件テーマイベントについて、あらかじめその内容を  
パンフレットなどで示しているが（乙第7号証の1乃至4）、そ  
の中にはイメージ的表現がなされている場合もあり、また、本件  
イベントは、平成21年4月28日から9月27日までの長期間  
にわたって開催され、かつ多種多様な内容を含むイベントである  
ためイベント内容等の変更を余儀なくさせられることもあり（い  
わばこの種のイベントは「生き物」であると云えよう。）、イベ  
ント内容の変更は、一般的にこの種のイベントではよくあること  
であり、日常的な出来事である。このことから明らかなどおり、  
パンフレット等で発表された本件イベントについて、横浜開港1  
50周年記念テーマとして予定されたイベントの趣旨を損なわな  
い限度で正当事由がある限りその内容変更は当然の前提とされて

ものであり、被告が入場券購入者にパンフレットなどに示されたイベントを違わずに実施する義務を負担するものではない（乙第8号証）。まして本件契約は入場券の売買であり（甲第1・2号証）、そのほかに被告が本件テーマイベントを実施すべき義務を原告に対して負担する旨の合意をしたものではない。

3 被告は、平成19年10月11日（600日前記者発表・甲第3, 4号証）、平成20年4月17日（会場変更の記者発表・乙第6号証の1資料2）、平成20年5月28日（前売券発売前の記者発表・乙第2号証）の3回にわたって内容や会場変更などについて明らかにしてきたが、この経過内容については、入管センターの構成メンバーの一員である原告は十分に承知している。さらに原告が債務不履行の根拠としている甲3・4号証は、平成19年10月11日に行った600日前記者発表の際の資料であり、このときのイベント内容等は後日一部変更されており、この変更内容について入管センターの構成メンバーである原告は覚書締結前に十分承知していたものである。仮に被告においてパンフレットなどで表示していた内容通りのイベントを実施していなかったとしても、先に述べた理由により変更は許されるものであるし、また、原告の主張は、変更後の最終イベント案を本件契約時において原告が承知しているにもかかわらず当初の記者発表当時の資料を前提にした主張をしているもので不当な主張である。

4 以上述べたことから明らかなおり、原告の債務不履行の主張は理由がない。原告は被告から購入した入場券が売れ残ったため、

原被告間で締結された覚書合意条項第1条2項（本訴請求原因2（2）②）を回避するために姑息な主張をなしているもので極めて不当な主張である。この点は以下に述べる原告の正規入場券の妨害行為に関する主張、入場券販売が不振を極めた理由、被告による虚偽の説明がなされた等いずれの主張についても同様である。

（正規入場券販売の妨害行為について）

- 1 横浜市水道局などに原告が割引額の負担までさせられて販売を強いられたとの主張は明らかに事実と反する。これらの販売は、原告ら大口買取旅行代理店各社が自ら行ったものであり、被告の関知するところではない。その他の主張についても、被告において原告らの入場券販売を妨害する意図でなされたものではない。これらの全ては、その趣旨を入管センターを通じ、大口買取旅行代理店各社に事前に説明をなし、販売したものである。
- 2 そもそも、被告は原告と原告以外の者に入場券販売をしてはいけないなどと云う合意はしていないし、また原告に入場券の専売権を認める合意はしていない。被告が主催者として、本件イベントの入場券の販売をなす権限を有していることは当然の事理であり、被告において、原告主張のごとき信義則上の義務は認められない。原被告間の関係に照らして被告が原告の入場券販売の促進に協力することはあっても意図的に入場券販売の妨害行為をなすことなどあろう筈がない。原告の主張は、入場券販売が不振に終始した結果の責任を被告に転じようとする極めて不当な主張である。



(入場券販売が不振を極めた理由について)

- 1 原告は、本件イベントについて、被告の広告宣伝が不十分であり、原告らの改善要求に対してもこれに応じない、これらは入場券販売に関する被告の原告に対する信義則上認められる販売促進協力義務違反であり、被告がこの義務に違反し協力しなかったことが原告の入場券販売の不振を極めた大きな理由であると主張している点について反論する。
- 2 原告の主張の要旨は、被告がイベントの目玉である「ラ・マシン」や「アースパルーン」を丸見えの状態のまま放置していたことが原告の入場券販売の不振に至った大きな理由であると云う点にある。しかしこれらのイベントは本来的に巨大工作物を意図したイベントであり、この巨大工作物を完全に覆い隠すことは困難であることは、原告としても企画の段階から容易に理解出来ていた筈であり、また外部からその姿が見えたとしてもそのことは当初から予定されていたイベントであり、また外部からその姿形状が見えたとしても当該イベントの宣伝効果にもなり、そのことが原告の入場券販売の著しい妨げになったとは考えられない(乙第1号証P32, P40)。
- 3 次に被告が本件イベントのために実行した広告・宣伝等の主だったものをあげると下記のとおりである。

#### 記

(1) ア 記者発表(平成20年5月28日)

新聞社(読売新聞社ほか28社)、通信社(共同通信社ほ

か6社)、テレビ(NHKほか9社)、ラジオ(TBSほか5社)、その他情報誌、業界紙(旅行・レジャー紙)等83媒体の参加を得て本件イベントの開催および実施内容について発表会を行った(乙第8号証の1)。

イ 記者発表(平成21年2月5日)

新聞社(朝日新聞社ほか12社)、通信社(共闘通信社)、テレビ(NHKほか12社)、ラジオ、FM東京ほか11社その他情報誌、業界誌(旅行・レジャー紙)等94媒体の参加を得て本件イベントの開催および実施内容について発表会を行った(乙第6号証の3、乙第8号証の2)。

- (2) ポスターの作成掲出(乙第9号証)。
- (3) パンフレットの作成頒布(乙第7号証の1、乙第7号証の2、乙第7号証の3、乙第7号証の4)
- (4) 公式ガイドブックの発行(乙第1号証)。
- (5) 横浜市長による入場券購入セレモニーの実施(乙第6号証の2資料2)。
- (6) イベントキャラクター「たねまる」グッズの販売(乙第6号証の2資料3)。
- (7) 東急東横線・みなとみらい線の電車車体に様々なポーズの「たねまる」をあしらった「Y150たねまる号」を走行させ、車内広告を実施した(乙第6号証の2資料4)。
- (8) 横浜ベイサイド地区を中心とした入場券販売店店頭にキャラバン隊を登場させ入場券販売の宣伝を行った(乙第9号証)。

(9) 入管センターと連携し、大阪、名古屋等各地で出張宣伝をした。

4 以上述べたとおり、本件イベントについて、被告が十分な宣伝をしなかったとする原告の主張は明らかに事実と反している。原告の主張によれば、被告には本件契約に付随する信義則上の義務として原告の本件入場券販売に協力する義務があるにもかかわらず被告の本件イベントについての広告宣伝が不十分であったため、原告の入場券販売が不振に陥った大きな理由であるとの主張は、被告に原告主張の如き義務があるとする事自体原告の独自の見解であり、認められるものではなく、かつこの協力義務を尽くさなかったことが入場券販売の不振の原因であるとする因果関係についても具体的に明らかにされておらず、いずれにしても原告のこれらの主張の理由のないことが明かであろう。

5 原告の本件入場券の販売実績を見ると、原告は前売りを開始した本件契約時の平成19年6月2日以降イベント開幕に至る平成20年4月28日までの間6、768枚しか販売していない。この販売実績のうち、平成20年7月は3枚、同年12月は11枚、同21年1月は8枚しか販売していない。この事実から本件入場券の販売不振の原因は、原告自らに存することが窺われる。

6 総じて原告の主張は、自らがこの種の入場券の販売について専門的な知識経験（ノウハウ）を有する大手業者・商人であることを棚にあげて、被告から買い取った入場券が原告の予定したとおりに売却できなかつたからそれをもってそれらが全て被告の対応

に原因があり責任がある、入場券販売に悪影響があったとする極めて身勝手な主張である。原告の主張は、原告が被告から購入した入場券の売れ残りという結果や原告の主張する被告の債務不履行事実などに関し、被告の対応の是非との間の具体的な因果関係を明らかにしないで一方的に被告の責任であるとして独自の見解を展開し、覚書に規定された原告の被告に対する代金支払い義務を回避しようとする不当な主張である。

(虚偽説明について)

- 1 被告が本件イベントの有料入場者を500万人と提示したために原告はこれを信じて本件入場券の購入したもので、被告のこのような行為は詐欺行為に該当すると主張しているので、以下この点について反論する。すでに述べたように被告が有料入場者数500万人と提示したのは、あくまでも目標数値の提示であって確定した数値の提示ではない。このことは原告も十分承知していたものである。有料入場者数についても入管センターで再三話し合われ、入場券に関する諸問題等についても検討が加えられた(入場券のデザインなども検討されていた。)。原告が被告から購入した本件大口入場券の買取りについても入管センターで詳細について検討された。その際、入場者数として500万人を目標とすることについても協議されたが、これはあくまでもイベント目標であり、被告から500万人の入場者を確定的なものとして予測し、これを前提に原告らに大口入場券の買取りを求めたことはない。最終的に原告らを含む入管センター構成員5社の自主的な判

断と申告に基づいて各社の大口買取り件数が決定され原被告間に覚書が締結されたものである。500万人が確定的な数値として提示されたものでないことは、入管センターの一員である原告は十分承知していた。また、原告をはじめ入管センターの構成員は、いずれもこの種のイベントに精通している大手業者であり、返品のきかない大口買取り入場券の購入はリスクを伴うものであって、購入するにあたって当然有料入場者数如何の分析を試みた筈である。

- 2 以上述べたとおり、被告が原告を欺罔して本件契約を締結した事実はない。この点に関する原告の主張も是認しがたい主張である。

(総括・本件契約の解除取消しについて)

- 1 原告は被告に対して被告から購入した大口買取り入場券について、その販売数如何にかかわらず全額購入代金の支払いをしなければならぬ債務を負担している。ところが原告は被告から大口買取りをした入場券の販売が思うにまかせず売れ残りを出したため、本訴において、売れ残りの責任を被告に転嫁し、売れ残りの部分について、被告の債務不履行や詐欺を理由に本件契約の解除を主張して未払い代金の支払いを免れようとしているのである。
- 2 しかしながら、原告の被告に対する債務不履行の主張は、これまでに縷々述べてきたとおり、法的根拠を欠くばかりか（イベントの一部について、原告独自の見解に基づいて苦情を申立てているもので、そのような事実によって本件イベント全体にかかわる

本件契約の解除が認められるものではないし、付随義務違反を根拠として本件イベント全体にかかわる契約の解除は認められない。)、事実主張についても真実に反している。被告の妨害行為や詐欺についての主張も同様である。以上原告の被告に対する債務不履行による契約解除、詐欺による契約取消しの主張は認められないことが明かである。

以 上

#### 証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 公式ガイドブック「開国博Y150」
- 2 乙第2号証 「開国・開港Y1502009年開催横浜開港150周年記念テーマイベント」と題する小冊子
- 3 乙第3号証 横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書
- 4 乙第4号証 ベイサイド普通入場券
- 5 乙第5号証の1 たねまるマップvol 1  
の2 たねまるマップvol 2  
の3 たねまるマップvol 3
- 6 乙第6号証の1 『News Release「開国博・Y150」いよいよ開幕1年前』と題する(平成20年4月17日記者発表)  
の2 『News Release「開国博・Y150」ニュース』と題する書面(平成20年5

月 28 日 記者発表)

- の 3 『横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位 News Release』と題する書面  
(平成 21 年 2 月 5 日 記者発表)
- 7 乙第 7 号証の 1 「横浜へ、行こう。Y150」と題するパンフレット (前売第 1 期時)
- の 2 「横浜、150 年目の大博覧会。開国博 Y150 会期 2009, 4. 28 ~ 9. 27」と題するパンフレット (前売第 2 期時)
- の 3 「横浜、150 年目の大博覧会。開国博 Y150 2009, 4. 28 ~ 9. 27」と題するパンフレット (当日期)
- の 4 「横浜、150 年目の大博覧会。~ 9. 27」と題するパンフレット (当日期)
- 8 乙第 8 号証の 1 『「開国・開港 Y150」記者発表会出席メディア 2008 / 05 / 28』と題する書面
- の 2 『「開国博 Y150」2 月 5 日 記者発表会出席メディア』と題する書面
- 9 乙第 9 号証 『ポスター掲出・キャラバン実績』と題する書面

平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件

本訴原告(反訴被告)株式会社日本旅行

本訴被告(反訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

反 訴 状

平成22年4月22日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士 末岡峰雄

〒 231-0001

横浜市中区新港1丁目6番地

反訴原告(本訴被告)財団法人横浜開港150周年協会

代表者 理事 佐々木謙二

〒 231-0014

横浜市中区常盤町2丁目20番地ヴェラハイツ関内804号室

末岡法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人 弁護士 末岡峰雄

電 話 045-662-7597

F A X 045-662-7595

〒 105-8606

東京都港区新橋2丁目20番15号

反訴被告(本訴原告)株式会社日本旅行

代表者 代表取締役 丸尾和明



入場券代金返還請求反訴事件

訴訟物の価格 金 89、097、333 円

ちょう用印紙額 金 290、000 円

請 求 の 趣 旨

- 1 反訴被告株式会社日本旅行は、反訴原告に対し金 89、097、333 円及びこれに対する平成 21 年 1 月 17 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決及び 1 項につき仮執行の宣言を求める。

請 求 原 因

- 1 反訴原告は、平成 21 年（2009 年）横浜開港 150 周年を迎えるにあたり、その記念事業を実施し及び支援することにより神奈川県内市町村、開国 5 ヲ国、開港 5 都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げて来た実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とし、横浜開港 150 周年に関する事業を行うため、平成 19 年 2 月 27 日、設立された財団法人である。
- 2 反訴被告株式会社日本旅行（以下、反訴被告日本旅行という。）旅行業などを営業目的とする会社である。
- 3 反訴原告は、先に述べた横浜開港 150 周年記念事業として、ベイサイドエリア（横浜市中区新港地区）、ヒルサイドエリア

(横浜市旭区よこはま動物園ズーラシア隣接地区)を設定し、同エリアにおいて、テーマイベントを企画実施することになり、このテーマイベントの入場券(以下、チケットという。)の売買に関して反訴被告との間に下記のとおり約定(以下、本件約定という。)をした(乙1号証・2号証)。

記

(1) 約定日 平成20年5月30日

(2) 販売チケット枚数及び代金

チケット枚数	154、300枚
--------	----------

代金	234、000、000円
----	--------------

(3) その他

ア 反訴被告は、反訴原告が反訴被告に支払うべき販売手数料として、(2)の代金から13%を、反訴原告が反訴被告に支払うべき買取奨励金として1%をそれぞれ控除し、その余の金員を反訴原告に支払う。

イ チケットは、反訴被告からの請求をまってその都度交付する。

ウ チケット代金は、反訴被告が買い取ったチケットの販売数の如何を問わず、全額反訴原告に支払うものとする。

(4) 支払期日 前金 平成21年 3月31日

残金 平成21年11月16日

4 以上によれば、反訴被告の反訴原告に対する代金総額は、金201、240、000円(前項(3)アの金額を控除した額。)

である。

- 5 反訴被告は本件約定に従い、残金の支払期日である平成21年11月16日までに前項の代金総額のうち、金112、142、667円を支払ったが、下記残金89、097、333円については現在までその支払をしない(乙3号証)。
- 6 よって、反訴被告は反訴原告に対して本件約定に従い反訴請求の趣旨記載の金員を支払う義務がある。
- 7 以上の次第で反訴原告は反訴被告に請求の趣旨記載の判決を求めるため反訴を提起した次第である。

以上

#### 証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 横浜開港150周年記念テーマイベントの大口買取入場券に関する覚書
- 2 乙第2号証 横浜開港150周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書
- 3 乙第3号証 請求書(平成22年2月1日付)

#### 付 属 書 類

- 1 乙号証写し 各1通
- 2 訴訟委任状 1通

副

本

第1回期日：平成22年5月28日午前10時00分

平成22年(ワ)第2136号入場券代金返還請求反訴事件

(本訴同年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件)

反訴原告 財団法人横浜開港150周年協会

反訴被告 株式会社 日 本 旅 行

横浜地方裁判所第8民事合議係 御 中

平成22年5月25日

反訴被告(本訴原告)訴訟代理人

弁 護 士 三 浦 雅 生

弁 護 士 山 本 厚

弁 護 士 石 川 雅 子

弁 護 士 河 野 裕 輔

弁 護 士 今 野 智 博

弁 護 士 岡 野 陽 子

弁 護 士 住 吉 大 輔

答 弁 書

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求は棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

旨の判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 請求の原因1項は認める。
- 2 請求の原因2項は認める。
- 3 請求の原因3項は、反訴被告が反訴原告との間に、反訴原告引用の乙1及び乙2の各契約書に調印したことは認め、その約定内容に関する主張は争う。反訴原・被告間に成立した乙1による約定の内容は、本訴訴状請求の原因2項(2)記載のとおりである。

反訴原告が「代金」額として記載している金額は、チケット154,300枚の代金額ではなく、154,300枚のチケットを横浜博会期終了までの間に販売した代金額が反訴原告引用の「代金」が満たない場合に、反訴被告が支払うことを約定した代金額である(乙1の第2条1項(1))。

また、控除すべきものは、販売手数料及び買取奨励金の他に、販売奨励金(2%相当額、乙2の第10条)がある。

- 4 請求の原因4項は、反訴原告主張の計算方式によれば、計算が正しいことは認める。

反訴原・被告間の約定によれば、反訴原告には販売奨励金を反訴被告に支払う義務があるので、これを控除すれば反訴被告の担保代金額は金196,560,000円である。

- 5 請求の原因5項は争う。

反訴被告が反訴原告主張の年月日までの間に支払った代金額は、合計で金112,169,616円であり、その内訳は以下のとおりである。

①平成21年3月31日	金107,551,065円
②平成21年4月24日	金5,040円
③平成21年5月20日	金79,110円
④平成21年6月25日	金2,976,186円
⑤平成21年7月24日	金317,781円
⑥平成21年8月25日	金270,816円
⑦平成21年9月30日	金465,186円
⑧平成21年10月26日	金504,432円

6 請求の原因6項及び7項は争う。

### 第3 反訴被告の主張

反訴原告の主張される約定なるものは、反訴被告が本訴訴状記載のとおり、反訴原告の債務不履行を理由として、平成21年11月13日に解除する旨の催告書を送付し、同催告書は同年11月16日に反訴原告に到達したことで（甲7の1、2）、消滅している（本訴訴状8頁請求の原因7項）。 以 上

訴 状

平成 22 年 3 月 30 日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 末岡峰雄

〒 231-0001

横浜市中区新港1丁目6番地

原告 財団法人横浜開港150周年協会

代表者 理事 佐々木謙二

〒 231-0014

横浜市中区常盤町2丁目20番地ヴェラハイツ関内804号室

末岡法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人 弁護士 末岡峰雄

電 話 045-662-7597

F A X 045-662-7595

〒 101-8641

東京都千代田区神田松永町19番の2

被 告 近畿日本ツーリスト株式会社

代表者 代表取締役 吉川勝久

〒 221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番地の1

被 告 相鉄観光株式会社

代表者 代表取締役 飯田重行

入場券代金請求事件

訴訟物の価格 金 146、463、826 円

ちょう用印紙額 金 461,000 円

請求の趣旨

- 1 被告近畿日本ツーリスト株式会社は、原告に対し金109、249、787円及びこれに対する平成21年11月17日以降支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告相鉄観光株式会社は、原告に対し金36、462、306円及びこれに対する平成22年3月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 被告相鉄観光株式会社は、原告に対し金751、733円を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

どの判決及び1、2、3項につき仮執行の宣言を求めらる。

請求原因

- 1 原告は、平成21年(2009年)横浜開港150周年を迎えるにあたり、その記念事業を実施し及び支援することにより神奈川県内市町村、開国5ヵ国、開港5都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げて来た実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とし、横浜開港150周年に関する事業を行うため、平成19年2月27日、設立された財団法人である。



- 2 被告近畿日本ツーリスト株式会社（以下、被告近畿日本ツーリストという。）、被告相鉄観光株式会社（以下、被告相鉄観光という。）は、いずれも旅行業などを営業目的とする会社である。
- 3 原告は、先に述べた横浜開港150周年記念事業として、ベイサイドエリア（横浜市中区新港地区）、ヒルサイドエリア（横浜市旭区よこはま動物園ズーラシア隣接地区）を設定し、同エリアにおいて、テーマイベントを企画実施することになり、このテーマイベントの入場券（以下、チケットという。）の売買に関して被告らとの間に下記のとおり約定（以下、本件約定という。）をした（甲1号証の1・2、甲2号証の1・2）。

#### 記

(1) 約定日 平成20年5月30日

(2) 販売チケット枚数及び代金

ア 被告近畿日本ツーリスト

チケット枚数 160,500枚

(内訳・大人133,300枚。中人3,200枚、  
小人8,000枚、シニア16,000枚)

代金 金270,000,000円

(代金額は、ベイサイド普通大人入場券の第1期前売り価格1,800円を積算の単位とし、150,000枚の金額を限度とし算出している。)

イ 被告相鉄観光

チケット枚数 58,400枚

(内訳・大人39、600枚、中人800枚、小人9、000枚、シニア9、000枚)

代金 金90、000、000円

(代金額は、ベイサイド普通大人入場券の第1期前売り価格1、800円を積算の単位とし、50、000枚の金額を限度とし算出している。この代金額は、被告らの買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものし、それ故買取担保枚数と表示している。)

(3) その他

ア 販売手数料として、被告らは原告が被告らに支払うべき(2)の代金から13%の金員を控除し、買取奨励金として、被告近畿日本ツーリストは原告が被告近畿日本ツーリストに支払うべき1%を、原告が被告相鉄観光に支払うべき0.75%を控除し、その余の金員を原告に支払う。

イ チケットは、被告らからの請求をまってその都度交付する。

ウ チケット代金は、被告らが買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものとする。

(4) 支払期日 前金 平成21年 3月31日

残金 平成21年11月16日

4 以上によれば、被告近畿日本ツーリストの原告に対する代金総額は金232、200、000円(前項(3)アの金額を控除し

た額)、被告相鉄観光の原告に対する代金総額は、金77、595、000円である(前項(3)アの金額及びWEB割引分30、000円を控除した額)。

- 5 被告らは、本件約定に従い、残金の支払期日である平成21年11月16日までに前項の代金総額のうち、下記金額を支払った。

記

被告近畿日本ツーリスト 金122、950、213円

被告相鉄観光 金38、840、400円

- 6 被告らのうち、被告相鉄観光は、残金38、754、600円のうち、金2、292、294円を平成22年3月15日支払ったが、その余の下記残金の支払をしない。また、被告近畿ツーリストは下記残金について現在まで支払をしない(甲3号証の1・2)。

記

被告近畿日本ツーリスト 金109、249、787円

被告相鉄観光 金36、462、306円

- 7 よって、被告近畿ツーリストは、原告に対し本件約定に従い金109、249、787円及びこれに対する平成21年11月17日以降支払済みまで年6分の割合による損害金を支払う義務がある。また、被告相鉄観光は、原告に対し本件約定に従い金36、462、306円及びこれに対する平成22年3月15日以降支払済みまで年6分の割合による損害金並びに金38、754、600円に対する平成21年11月17日以降平成22年3月14

日までの年6分の割合による損害金751,733円を支払う義務がある。

以上の次第で原告は被告らに対し請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

以上

#### 証拠方法

- 1 甲第1号証の1 横浜開港150周年記念テーマイベントの大口買取入場券に関する覚書（近畿日本ツーリスト）
- 2 甲第1号証の2 横浜開港150周年記念テーマイベントの大口買取入場券に関する覚書（相鉄観光）
- 3 甲第2号証の1 横浜開港150周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書（近畿日本ツーリスト）
- 4 甲第2号証の2 横浜開港150周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書（相鉄観光）
- 5 甲第3号証の1 請求書（22年2月1日付・近畿日本ツーリスト）
- 6 甲第3号証の2 請求書（22年2月1日付・相鉄観光）

#### 付 属 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 資格証明書 | 3通  |
| 3 訴訟委任状 | 1通  |

平成22年(ワ)第1654号 入場券代金請求事件

原 告 財団法人横浜開港150周年協会

被 告 近畿日本ツーリスト株式会社外1名

答 弁 書

平成22年4月26日

横浜地方裁判所第6民事部 い係B 御中

〒105-0002

東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル6階

原山法律事務所(送達場所)

被告近畿日本ツーリスト株式会社訴訟代理人

弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

電 話 03-3437-3711

FAX 03-3437-3714

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の被告近畿日本ツーリスト株式会社に対する請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1項は、認める。
- 2 第2項の、被告近畿日本ツーリストに関する記載は、認める。
- 3 第3項のうち、被告近畿日本ツーリストが平成20年5月30日に、テーマイベントの入場券売買に関する約定を原告との間で締結した事実については、認める。しかし、その約定の内容については、否認ないし争う。原告主張の本件約定は、原告が、「有料入場者総数500万人を前提として契約するものである。」旨述べたものであるから、被告近畿日本ツーリストは、原告の上記説明を信用し、有料入場者総数が500万人であることを前提として、契約したものである。

その余は不知。

- 4 第4項のうち、被告近畿日本ツーリストに関する記載は、否認ないし争う。  
その余は不知。
- 5 第5項のうち、被告近畿日本ツーリストが原告に対し、支払った金額については否認する。その余は不知。
- 6 第6項のうち、被告近畿日本ツーリストに関する記載は、原告に対して、平成21年3月31日以降何ら支払をしていないことは認める。その余は不知ないし争う。
- 7 第7項は、争う。

## 第3 被告近畿日本ツーリストの主張

- 1 主位的主張 契約後の事情変更による公平の原則（有料入場者総数の激減）
  - (1) 請求原因第3項の契約（以下「原契約」という。）は、原告から提示された、有料入場者総数500万人を前提として締結されたものであった。
  - (2) ところが、原契約締結後に生じた、契約当事者が予見することのできなかつ

た事情の変更によって、有料入場者総数が、原告が提示した500万人を大幅に下回る123万9325人（24.79パーセント）にとどまったため、買取枚数を有料入場者総数に比例した3万7185枚（24.79パーセント）、買取代金を、24.79パーセントに当たる6693万3000円（販売手数料等含む）に、それぞれ縮減し、被告近畿日本ツーリストが原告に対し支払うべき債務を、原契約に基づく買取代金2億2681万6800円（販売手数料等4320万3200円を差引いたもの）から、契約改訂後の買取枚数および買取代金を基準として、販売済入場券6万4765枚分の販売代金から販売手数料等を差引いた金8233万5062円（以下、「清算代金」という。）にしななければ、著しく不公平になる事態が生じた（別紙計算書、参照）。

(3) そのため、被告近畿日本ツーリストは、平成21年11月2日付の書面で、原告に対し、事情変更の原則に基づいて、原契約の買取枚数を上記のとおり改定することを求める内容の請求をし、その意思表示は、同年11月4日に原告に到達した（乙3の1, 2）。

(4) しかし、原告は、回答書面で被告近畿日本ツーリストに対し、被告近畿日本ツーリストの上記改定の請求には応じられない旨の回答をした（乙4）。そのため、被告近畿日本ツーリストは、平成21年12月3日付通知書（乙5の1）により再度原契約改定の請求をし、その書面は同年12月4日に原告に到達した（乙5の2）。

(5) 原契約後の具体的な事情

ア 原契約締結後、米国における金融不安などの世界的経済危機が、わが国の経済にも重大な悪影響を及ぼし、わが国は未曾有の経済不況に陥った。

そのため、消費者の節約志向が強まり、必要なもの以外の支出を抑制するようになったことは、社会的に顕著な事実である。

イ また、新型インフルエンザが大流行し、感染を予防するために、消費者の間では、外出を控える傾向が強まった。

そのため、大勢の人が集まる、本件のようなイベント会場は、感染の可能性が高いと考えられ、有料入場者総数の激減につながった。

なお、WHO が新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ4に引き上げたのは、本件イベント開幕の前日である、平成21年4月27日であった。

ウ これらの事情は、公知の事実であるから証明を要しない。

(6) 事情変更の予見不能

ア 世界的経済危機による未曾有の不況は、経済の専門家でも予見することができなかったものであり、契約当事者である被告近畿日本ツーリスト及び原告双方とも、今回の経済不況を全く予見することができないまま、原契約を締結した。

イ さらに、新型インフルエンザの大流行についても、契約当事者である被告近畿日本ツーリスト及び原告双方とも、全く予見することはできなかった。

(7) 事情変更が当事者の責めに帰することができない事由に基づくこと

ア 世界的経済危機について

予想をはるかに下回る有料入場者総数となったのは、上記のように、未曾有の経済不況による消費の低迷が原因である。そして、未曾有の経済不況は、契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

イ 新型インフルエンザの流行について

有料入場者総数が激減した一因は、新型インフルエンザの大流行でもあるが、これも契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

(8) 原契約通りの履行の強制が信義誠実の原則に反すること

原契約内容をそのまま存続させることになれば、被告近畿日本ツーリストは、販売することが出来なかった有料入場券の買取枚数分の金額の支払を余儀なくされて、巨額の損失を被ることになり、一方、原告は何らの損害も被らないという、著しく不公平な結果となる。

したがって、原告が被告近畿日本ツーリストに対し、原契約どおりの履行を



求めることは、公平の原則と信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので、法律上許されないものであるから、原契約は、前記のとおり改定されるべきである。

## 2 予備的主張 権利濫用（本件イベントの企画、運営の杜撰さ）

(1) 原告は、有料入場者総数500万人を達成するために、様々な企画で客を呼び込むと被告近畿日本ツーリストに説明していた。

しかし、実際に本件イベントが開幕すると、その内容は、当初原告が説明していた本件イベント内容とは、大きく異なるもので、集客力の極めて乏しい内容であった。

具体的には、以下のような、原告の杜撰な本件イベントの企画・運営がなされたため、目標有料入場者総数に達しなかったのである。

### ア 海上会場が実現されなかったこと

原告は当初、海上に浮島を建設し、そこにコンサートができるステージ会場を設けて、国内外の有名歌手らによるコンサートを開催すると説明していた。

しかし、安全面の問題から、海上の建設は不可能となり、さらに、有名な歌手らを呼ぶには、かなり前から出演依頼をしなければ、スケジュール調整上不可能であったため、集客力が高いと目されていた海上ステージ会場でのコンサート企画は、計画倒れとなった。

### イ 「ラ・マシン」が会場外からも丸見えであったこと

原告は、有料会場の目玉展示として、「ラ・マシン」（巨大な蜘蛛のアート）のパフォーマンスを企画した。

しかし、この「ラ・マシン」は、何ら囲いのない会場でパフォーマンスが実施されたため、有料会場の外の無料エリアから丸見えであり、入場料を支払って見る意味が乏しかった。

被告近畿日本ツーリストは、この状況を改善すべく、「ラ・マシン」の周り

に囲い等の目隠しを施し、有料会場の外から見えないようにしてほしいと何回も申し入れたが、原告はこの忠告を聞き入れず、本件イベント最終日まで改善策を採ることはなかった（乙8の1ないし3）。

#### ウ 三部作映画の失敗

本件イベントでは、三部作アニメーション映画「BATON」を有料会場内で上映していた。この映画は、声優に有名俳優らを起用し、目玉の一つとされていたが、その内容は暴力的で、親が子供に見せたくない和不評であり、しかも、横浜開港150周年記念という本件イベントのテーマとの関連性も全くない内容であった。

さらに、三部作を同日上映することなく、上映期間を3回に分けていたため、一度会場に来場しても、すでに前編の公開が終わっていれば、続きだけ観ても意味が分からず、前編が観たくても観られないという状況であった。

原告はリピーターを狙って企画したものと思われるが、遠方に居住する、一度しか来場できない観光客への配慮を欠いており、被告近畿日本ツーリストは原告に対して、何回も三部作同時上映の申し入れをしたが（乙8の1ないし3）、本件イベント最終日まで、三部作が一举に公開されることはなかった。

#### エ 入場券の値引き販売

原告は、被告近畿日本ツーリストの販売代理店に対し、入場券を定価で販売するよう、義務付けていたが、横浜市民は「区民デー」であれば、割安な入場券を原告から直接購入できるとされており、原告自らが、被告近畿日本ツーリストの入場券の販売を阻害する行為をしていた。

#### オ 会場の面積不足

目標とされた有料入場者数500万人を達成するためには、計算上、一日あたりの平均入場者で3万人強が必要であった。しかし、一日に3万人が来場するとなると、毎日入場規制を行わなければならない会場面積しか確保さ

れておらず、会場の設計からしてミスがあった。

#### カ コンテンツの乏しい中身

有料会場内で、横浜開港の歴史を展示するという当初の計画であったが、実際はハリボテのお粗末な展示内容で、子供にすら飽きられる内容であり、本件イベントのテーマに無理に沿わせようとしたものにしか見えず、入場料の割高感を来場者に与え、悪評が立つ一因となった。

また、当初の計画では、ペリー饗応の間や、黒船ポーハタン号甲板の再現、接遇料理の提供を挙げていたが、実際にはそのような会場、サービスの提供はなかった。

そのため、被告近畿日本ツーリストはコンテンツの見直しや集客のための新たな企画等の提案をしたが、原告はこの意見を聞き入れず、集客のための努力を怠っていた（乙8の1ないし3）。

(2) 原告は、本件イベントの企画と運営を委託した訴外博報堂に対し、契約額の減額を求めている。これは、原告が、業者に本件イベントを丸投げし、杜撰な企画と運営を行っていたことの証左である。

このように、原告は、訴外博報堂らには本件イベントの事業委託に関する費用の減額を求め、他方で、被告近畿日本ツーリストには原契約通りの金額を請求している。原告の上記行為は、被告近畿日本ツーリストら本件イベントの関係者に対し、原告の失敗の責任を転嫁しようとするものであり、法律上はもちろん、社会通念上も、許されないものである。

(3) また、本件イベントの企画内容が原契約前の説明と異なるものであることや現状では目標有料入場者総数の達成が困難であることが判明したので、被告近畿日本ツーリストを含めた旅行会社5社は原告に対し、具体案を提示するなどして、企画・運営の改善を求めていた（乙8の1ないし3）にもかかわらず、原告は、被告近畿日本ツーリストらの意見を全く受け入れなかったため、有料入場者総数は、目標有料入場者総数の24.79パーセントにしか至らなかつ

たのである。

被告近畿日本ツーリストは誠実に履行しようとして努力していたにもかかわらず、原告は原契約締結前に説明していたとおりの企画を実現しようとしなければかりか、企画・運営の改善をし、有料入場者総数を増加させるための努力を怠った。さらに、原告は、被告近畿日本ツーリストに本件イベント入場券を定価で販売することを義務付けていたにもかかわらず、原告自身は、割安な入場券の販売を行うなど、被告近畿日本ツーリストの入場券販売業務を阻害していたのであるから、被告近畿日本ツーリストだけが甚大な不利益を被る結果になるような、原契約どおりの権利を、原告が行使することは、著しく、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので許されない。

- (4) 以上のように、原告は、被告近畿日本ツーリストに当初説明したコンテンツを実現させる努力を怠り、被告近畿日本ツーリストに提示した、有料入場者総数500万人を実現させるような本件イベントの企画と運営をしなかった。このような原告の杜撰な企画と運営のために、有料入場者総数が激減したのであるから、原告が原契約通りの代金の請求をすることは、法律上の信義誠実の原則（民法第1条第2項）に反し、権利の濫用にあたるから、許されない（民法第1条第3項）。

したがって、実際の有料入場者総数が目標有料入場者総数の24.79パーセントに激減したのであるから、原告は、被告近畿日本ツーリストに対し、原契約で定めた買取枚数15万枚を24.79パーセントにあたる3万7185枚とした場合の、清算代金8233万5062円を超えて、原契約どおりの代金の支払を請求することは、権利の濫用にあたり許されないものである。

### 3 結語

- (1) 本件は、事情変更の原則が適用される事案であるから、前記のとおり、原契約の買取枚数と買取代金を、激減した実際の有料入場者総数123万9325人（24.79パーセント）に比例した、買取枚数3万7185枚、買取代金

6693万3000円（販売手数料等含む）に、改定すべきものである。そして、被告近畿日本ツーリストが販売済みの入場券6万4765枚の販売代金9596万7500円は、契約改定後の買取代金6693万3000円を超えるので、上記販売代金から販売手数料等1363万2438円を差引くと、被告近畿日本ツーリストが原告に対し支払い義務がある清算代金は、8233万5062円となる（別紙計算書、参照）。

また、原告が被告近畿日本ツーリストに対し、原契約の買取枚数15万枚を24.79パーセントにあたる3万7185枚とした場合の清算代金8233万5062円を超えて、原契約どおりの代金の支払いを請求することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるから、法律上許されないものである。

(2) したがって、原告は、被告近畿日本ツーリストが既に原告に対し支払済の1億2295万7957円（学生団体分431万6316円、システム券253万3041円を含む）から、被告近畿日本ツーリストが原告に支払う義務のある、清算代金8233万5062円（販売手数料等1363万2438円を差し引いたもの）を差し引いた、過払金4062万2895円を、被告近畿日本ツーリストに対し返還すべきものであり、被告近畿日本ツーリストは、原告請求額を支払う義務はない。よって、原告の請求は棄却されるべきである。

## 証 拠 方 法

1	乙第1号証	横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する 覚書	1通
2	乙第2号証	東京新聞平成22年1月20日付記事	1通
3	乙第3号証の1	平成21年11月2日付通知書控	1通
4	乙第3号証の2	配達証明書	1通
5	乙第4号証	通知書に対する回答書	1通
6	乙第5号証の1	平成21年12月3日付通知書控	1通

7	乙第5号証の2	配達証明書	1通
8	乙第6号証	原告の被告近畿日本ツーリスト代理人に対する平成22年2月1日付請求書	1通
9	乙第7号証の1	被告近畿日本ツーリスト代理人から原告に対する平成22年2月8日付通知書控	1通
10	乙第7号証の2	配達証明書	1通
11	乙第8号証の1	要望書	1通
12	乙第8号証の2	事務総長との面談についてと題された書面	1通
13	乙第8号証の3	大口買取枚数の見直しについてと題された書面	1通

### 添 付 書 類

1	乙号各証の写し	各2通
2	証拠説明書(1)	2通

以上

計算書 [Y150入場券の精算見直しについて]

当初  
 買取担保枚数:ペイオフ普通大人入場券 150,000 枚 / 買取担保金額:15万枚 × @¥1,800 = ¥270,000,000 ①  
 申告実券枚数 160,500 枚 (申告実券の合計金額 = ¥270,020,000) ①\*1

(内訳 大人 133,300 枚  
 中人 3,200 枚  
 小人 8,000 枚  
 シニア 16,000 枚)

既支払金額① 申告実券分(\*1)の金額より、販売手数料13%・買取奨励金1%を差引後の半額) ¥116,108,600  
 既支払金額② システム券(企画入場券・観光券) ¥2,533,041  
 既支払金額③ 学校団体割引入場券 ¥4,316,316

②:当社が協会へ既に支払い済みの金額

当初計画の最終精算金額 (\*1)の金額より、販売手数料13%・販売奨励金2%・買取奨励金1%を差引) 既支払金額 合計 ¥122,957,957 ②  
 覚書通りの際の残請求額 ¥103,858,843

見直し時

当初計画に対する入場者数実績の比率(1,239,325/5,000,000) 24.79%  
 当初買取担保枚数を上記比率で見直しした場合 買取担保金額:37,185枚 × @¥1,800 = ¥66,933,000 ②\*

(1)実券の販売合計 ¥88,602,600  
 (2)システム券(観光券)の販売合計 ¥2,723,700  
 (3)システム券(企画入場券)の販売合計 ¥0  
 (4)学校団体割引入場券の販売合計 ¥4,641,200  
 (5)総販売額(仕入額) ¥95,967,500 ③  
 総販売額(仕入額) ¥95,967,500 ③  
 ③:販売した全入場券の合計(手数料・奨励金含む)

A. 販売手数料 (1)、(2)は各該当の手数料を適用 (4) = 7% ¥11,690,927  
 B. 販売奨励金 1.5% / 対象: (5) ¥1,439,513  
 C. 買取奨励金 0.75% / 対象: \*2の金額 ¥501,998

手数料・奨励金合計 ¥13,632,438 ④  
 精算金額(③-④) ¥82,335,062 ⑤  
 既支払金額(②) ¥122,957,957 ⑥  
 返還請求額(過払い額) (⑥-⑤) ¥40,622,895 ⑦

④:販売した入場券に対する販売手数料と奨励金  
 ⑤:販売額から手数料・奨励金を差引いた精算額  
 ⑥:当社が協会へ既に支払い済みの金額  
 ⑦:実際に販売した入場券の精算額を、協会へ支払い済み金額より差引いた返還請求額

平成22年(ワ)第1654号 入場券代金請求事件

原告 財団法人横浜開港150周年協会

被告 相鉄観光株式会社外1名

答 弁 書

平成22年4月26日

横浜地方裁判所第6民事部 い係B 御中

〒105-0002

東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル6階

原山法律事務所(送達場所)

被告相鉄観光株式会社訴訟代理人

弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

電 話 03-3437-3711

FAX 03-3437-3714

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告相鉄観光株式会社に対する請求を、いずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。



## 第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1項は、認める。
- 2 第2項の、被告相鉄観光に関する記載は、認める。
- 3 第3項のうち、被告相鉄観光が平成20年5月30日に、テーマイベントの入場券売買に関する約定を原告との間で締結した事実については、認める。しかし、その約定の内容については、否認ないし争う。原告主張の本件約定は、原告が、「有料入場者総数500万人を前提として契約するものである。」旨述べたものであるから、被告相鉄観光は、原告の上記説明を信用し、有料入場者総数が500万人であることを前提として、契約したものである。  
その余は不知。
- 4 第4項のうち、被告相鉄観光に関する記載は、否認ないし争う。その余は不知。
- 5 第5項のうち、被告相鉄観光が、原告に対し、平成21年11月16日までに金3,884,400円を支払ったことは、認める。その余は不知。
- 6 第6項のうち、被告相鉄観光が、原告に対して、平成22年3月15日に金2,292,294円を支払ったことは認める。その余は不知ないし争う。
- 7 第7項は、争う。

## 第3 被告相鉄観光の主張

- 1 主位的主張 契約後の事情変更による公平の原則（有料入場者総数の激減）
  - (1) 請求原因第3項の契約（以下「原契約」という。）は、原告から提示された、有料入場者総数500万人を前提として締結されたものであった。
  - (2) ところが、原契約締結後に生じた、契約当事者が予見することのできなかった事情の変更によって、有料入場者総数が、原告が提示した500万人を大幅に下回る123万9325人（24.79パーセント）にとどまったため、買

取枚数を有料入場者総数に比例した1万2395枚（24.79パーセント）、買取代金を、24.79パーセントに当たる2231万1000円（販売手数料等含む）に、それぞれ縮減し、被告相鉄観光が原告に対し支払うべき債務を、原契約に基づく7627万5000円（販売手数料等1372万5000円を差引いたもの）から、契約改訂後の買取枚数および買取代金を基準として、販売済入場券3万0222枚分の販売代金から販売手数料等を差引いた金4113万2694円にしなければ、著しく不公平になる事態が生じた（別紙計算書、参照）。

(3) そのため、被告相鉄観光は、平成21年11月2日付の書面で、原告に対し、事情変更の原則に基づいて、原契約の買取枚数を上記のとおり改定することを求める内容の請求をし、その意思表示は、同年11月4日に原告に到達した（丙2の1, 2）。

(4) しかし、原告は、回答書面で被告相鉄観光に対し、被告相鉄観光の上記改定の請求には応じられない旨の回答をした（丙3）。そのため、被告相鉄観光は、平成21年12月3日付通知書（丙4の1）により再度契約改定の請求をし、その書面は同年12月4日に原告に到達した（丙4の2）。

(5) 被告相鉄観光は、平成22年3月15日、原告に対し、上記契約の改定により、被告相鉄観光が原告に支払う約定の、販売済みの入場券3万0222枚分の代金4113万2694円（販売手数料752万906円を差し引いたもの）から、被告相鉄観光が原告に支払済みの3884万0400円（学生団体分2万7900円を含む）を差し引いた、金229万2294円を支払った（丙5）。

(6) 原契約後の具体的な事情

ア 原契約締結後、米国における金融不安などの世界的経済危機が、わが国の経済にも重大な悪影響を及ぼし、わが国は未曾有の経済不況に陥った。

そのため、消費者の節約志向が強まり、必要なもの以外の支出を抑制する

ようになったことは、社会的に顕著な事実である。

イ また、新型インフルエンザが大流行し、感染を予防するために、消費者の間では、外出を控える傾向が強まった。

そのため、大勢の人が集まる、本件のようなイベント会場は感染の可能性が高いと考えられ、有料入場者総数の激減につながった。

なお、WHO が新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ4に引き上げたのは、本件イベント開幕の前日である、平成21年4月27日であった。

ウ これらの事情は、公知の事実であるから証明を要しない。

#### (7) 事情変更の予見不能

ア 世界的経済危機による未曾有の不況は、経済の専門家でも予見することができなかったものであり、契約当事者である被告相鉄観光及び原告双方とも、今回の経済不況を全く予見することができないまま、原契約を締結した。

イ さらに、新型インフルエンザの大流行についても、契約当事者である被告相鉄観光及び原告双方とも、全く予見することはできなかった。

#### (8) 事情変更が当事者の責めに帰することができない事由に基づくこと

ア 世界的経済危機について

予想をはるかに下回る有料入場者総数となったのは、上記のように、未曾有の経済不況による消費の低迷が原因である。そして、未曾有の経済不況は、契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

イ 新型インフルエンザの流行について

有料入場者総数の激減の一因は、新型インフルエンザの大流行にもあるが、これも契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

#### (9) 原契約通りの履行の強制が信義誠実の原則に反すること

原契約内容をそのまま存続させることになれば、被告相鉄観光は、販売することが出来なかった有料入場券の買取枚数分の金額の支払を余儀なくされて、巨額の損失を被ることになり、一方、原告は何らの損害も被らないという、不

公平な結果となる。

したがって、原告が被告相鉄観光に対し、原契約どおりの履行を求めることは、公平の原則と信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので、法律上許されないものである。

## 2 予備的主張 権利濫用（本件イベントの企画、運営の杜撰さ）

(1) 原告は、有料入場者総数500万人を達成するために、様々な企画で客を呼び込むと被告相鉄観光に説明していた。

しかし、実際に本件イベントが開幕すると、その内容は、当初原告が説明していた本件イベント内容とは、大きく異なるもので、集客力の極めて乏しい内容であった。

具体的には、以下のような、原告の杜撰な本件イベント企画・運営がなされたため、目標有料入場者総数に達しなかったのである。

### ア 海上会場が実現されなかったこと

原告は当初、海上に浮島を建設し、そこにコンサートができるステージ会場を設けて、国内外の有名歌手らによるコンサートを開催すると説明していた。

しかし、安全面の問題から、海上の建設は不可能となり、さらに、有名な歌手らを呼ぶには、かなり前から出演依頼をしなければ、スケジュール調整上不可能であったため、集客力が高いと目されていた海上ステージ会場でのコンサート企画は、計画倒れとなった。

### イ 「ラ・マシン」が会場外からも丸見えであったこと

原告は、有料会場の目玉展示として、「ラ・マシン」（巨大な蜘蛛のアート）のパフォーマンスを企画した。

しかし、この「ラ・マシン」は、何ら囲いのない会場でパフォーマンスが実施されたため、有料会場の外の無料エリアから丸見えであり、入場料を支払って見る意味が乏しかった。

被告相鉄観光は、この状況を改善すべく、「ラ・マシ」の周りに囲い等の目隠しを施し、有料会場の外から見えないようにしてほしいと何度も申し入れたが、原告はこの忠告を聞き入れず、本件イベント最終日まで改善策を採ることはなかった（丙8の1ないし3）。

#### ウ 三部作映画の失敗

本件イベントでは、三部作アニメーション映画「BATON」を有料会場内で上映していた。この映画は、声優に有名俳優らを起用し、目玉の一つとされていたが、その内容は暴力的で、親が子供に見せたくないとの不評であり、しかも、横浜開港150周年記念という本件イベントのテーマとの関連性も全くない内容であった。

さらに、三部作を同日上映することなく、上映期間を3回に分けていたため、一度会場に来場しても、すでに前編の公開が終わっていれば、続きだけ観ても意味が分からず、前編が観たくても観られないという状況であった。

原告はリピーターを狙って企画したものと思われるが、遠方に居住する、一度しか来場できない観光客への配慮を欠いており、被告相鉄観光は原告に対して、何度も三部作同時上映の申し入れをしたが（丙8の1ないし3）、本件イベント最終日まで、三部作が一挙に公開されることはなかった。

#### エ 入場券の値引き販売

原告は、被告相鉄観光の販売代理店に対し、入場券を定価で販売するよう義務付けているが、横浜市民は「区民デー」であれば、割安な入場券を原告から直接購入できるとされており、原告自らが、被告相鉄観光の入場券の販売を阻害する行為をしていた。

#### オ 会場の面積不足

目標とされた有料入場者数500万人を達成するためには、計算上、一日あたりの平均入場者で3万人強が必要であった。しかし、3万人が来場するとなると、毎日入場規制を行わなければならない会場面積しか確保されてお

らず、会場の設計からしてミスがあった。

#### カ コンテンツの乏しい中身

有料会場内で、横浜開港の歴史を展示するという当初の計画であったが、実際はハリボテのお粗末な展示内容で、子供にすら飽きられる内容であり、本件イベントのテーマに無理に沿わせようとしたものにしか見えず、入場料の割高感を来場者に与え、悪評が立つ一因となった。

また、当初の計画では、ペリー饗応の間や、黒船ポーハタン号甲板の再現、接遇料理の提供を挙げていたが、実際にはそのような会場、サービスの提供はなかった。

そのため、被告相鉄観光はコンテンツの見直しや集客のための新たな企画等の提案をしたが、原告はこの意見を聞き入れず、集客のための努力を怠っていた（丙8の1ないし3）。

(2) 原告は、本件イベントの企画と運営を委託した訴外博報堂に対し、契約額の減額を求めている。これは、原告が、業者に本件イベントを丸投げし、杜撰な企画と運営を行っていたことの証左である。

このように、原告は、訴外博報堂には本件イベントの事業委託に関する費用の減額を求め、他方で、被告相鉄観光には原契約通りの金額を請求している。原告の上記行為は、被告相鉄観光ら本件イベントの関係者に対し、原告の失敗の責任を転嫁しようとするものであり、法律上はもちろん、社会通念上も、許されないものである。

(3) また、本件イベントの企画内容が原契約前の説明と異なるものであることや現状では目標有料入場者総数の達成が困難であることが判明したので、被告相鉄観光を含めた旅行会社5社は原告に対し、具体案を提示するなどして、企画・運営の改善を求めていた（丙8の1ないし3）にもかかわらず、原告は、被告相鉄観光らの意見を全く受け入れなかったため、有料入場者総数は、目標有料入場者総数の24.79パーセントにしか至らなかったのである。

被告相鉄観光は誠実に履行しようとして努力していたにもかかわらず、原告は原契約締結前に説明していたとおりの企画を実現しようとしなければいか、企画・運営の改善をし、有料入場者総数を増加させるための努力を怠った。さらに、原告は、被告相鉄観光に本件イベント入場券を定価で販売することを義務付けていたにもかかわらず、原告自身は、割安な入場券の販売を行うなど、被告相鉄観光の入場券販売業務を阻害していたのであるから、被告相鉄観光だけが甚大な不利益を被る結果になるような、原契約どおりの権利を、原告が行使することは、著しく、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので許されない。

- (4) 以上のように、原告は、被告相鉄観光に当初説明したコンテンツを実現させる努力を怠り、被告相鉄観光に提示した、有料入場者総数500万人を実現させるような本件イベントの企画と運営をしなかった。このような原告の杜撰な企画と運営のために、有料入場者総数が激減したのであるから、原告が原契約通りの代金の請求をすることは、法律上の信義誠実の原則（民法第1条第2項）に反し、権利の濫用にあたるから、許されない（民法第1条第3項）。

したがって、実際の有料入場者総数が目標有料入場者総数の24.79パーセントに激減したのであるから、原告は、被告相鉄観光に対し、原契約で定めた買取枚数5万枚を24.79パーセントにあたる1万2395枚とした場合の、清算代金4113万2694円を超えて、原契約どおりの代金の支払を請求することは、権利の濫用にあたり許されないものである。

### 3 結語

本件は、事情変更の原則が適用される事案であるから、前記のとおり、原契約の買取枚数と買取代金を、激減した実際の有料入場者総数123万9325人（24.79パーセント）に比例した、買取枚数1万2395枚、買取代金2231万1000円（販売手数料等含む）に、改定すべきものである。そして、被告相鉄観光が販売済みの入場券3万0222枚の販売代金4865万3

600円は、契約改定後の買取代金2231万1000円を超えるので、上記販売代金から販売手数料等752万0906円を差引くと、被告相鉄観光が原告に対し支払い義務がある清算代金は、4113万2694円となる（別紙計算書、参照）。

また、原告が被告相鉄観光に対し、原契約の買取枚数5万枚を24.79パーセントに当たる1万2395枚とした場合の清算代金4113万2694円を超えて、原契約どおりの代金の支払いを請求することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるから、法律上許されないものである。

したがって、原告が、被告相鉄観光に対し、原契約に基づき請求している残金3646万2306円は、支払う義務がないものである。

また、原告が、被告相鉄観光に対し請求している元金3875万4600円に対する平成21年11月17日以降平成22年3月14日までの年6分の割合による損害金75万1733円のうち、元金内金3646万2306円は支払い義務がないので、これに対する平成21年11月17日以降平成22年3月14日までの年6分の割合による損害金70万7269円は、支払い義務がない。そして、平成22年3月15日に、被告相鉄観光が原告に対し支払った229万2294円については、平成21年11月2日付通知書で、被告相鉄観光は原告に対し、「被告相鉄観光の原告に対する残債務の不存在を確認することを条件として、229万2294円を支払う」旨の通知をしたが、原告は応じなかった（丙2の1、2、丙3）。そのため、被告相鉄観光は原告に対し、再度、「被告相鉄観光の残債務の不存在を確認することを条件として229万2294円を支払う」旨の口頭の提供をしたが、原告が応じなかったのであるから、被告相鉄観光は229万2294円の支払いにつき遅滞の責を免れ、元金内金229万2294円に対する損害金4万4464円を支払う義務もないものである。

よって、原告が被告相鉄観光に対し請求している、残債務3646万230



6円と損害金75万1733円の、合計3721万4039円は、支払う義務がないものであるから、原告の被告相鉄観光に対する請求は、いずれも棄却されるべきである。

## 証 拠 方 法

1	丙第1号証	横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書	1通
2	丙第2号証の1	平成21年11月2日付通知書控	1通
3	丙第2号証の2	配達証明書	1通
4	丙第3号証	通知書に対する回答書	1通
5	丙第4号証の1	平成21年12月3日付通知書控	1通
6	丙第4号証の2	配達証明書	1通
7	丙第5号証	振込受付書	1通
8	丙第6号証	原告の被告相鉄観光代理人に対する平成22年2月1日付請求書	1通
9	丙第7号証の1	被告相鉄観光代理人から原告に対する平成22年2月8日付通知書控	1通
10	丙第7号証の2	配達証明書	1通
11	丙第8号証の1	要望書	1通
12	丙第8号証の2	事務総長との面談についてと題された書面	1通
13	丙第8号証の3	大口買取枚数の見直しについてと題された書面	1通

## 添 付 書 類

1	丙号各証の写し	各2通
2	証拠説明書(1)	2通

計算書 [Y150入場券の精算見直しについて]

当初

買取担保枚数:ベイト普通大人入場券  
 申告実券枚数

50,000 枚 / 買取担保金額:5万枚 × @¥1,800 =  
 58,400 枚 (申告実券の合計金額 =  
 39,600 枚  
 800 枚  
 中人  
 9,000 枚  
 小人  
 シニア 9,000 枚

①:当初、買取の担保した金額(手数料・奨励金含む)  
 ¥90,000,000 —①  
 ¥90,000,000) —\*1

既支払金額① 申告実券分(\*1)の金額より、販売手数料13%・買取奨励金0.75%を差引後の半額) ¥38,812,500  
 既支払金額② システム券(企画入場券・観光券) ¥0  
 既支払金額③ 学校団体割引入場券 ¥27,900

②:当社が協会へ既に支払い済みの金額

¥38,840,400 —②

当初計画の最終精算金額 (①の金額より、販売手数料13%・販売奨励金1.5%・買取奨励金0.75%を差引)

¥76,275,000

堂書通りの際の残請求額

¥37,434,600

見直し時

当初計画に対する入場者数実績の比率(1,239,325/5,000,000)

24.79%

当初買取担保枚数を上記比率で見直した場合 12,395枚 / 買取担保金額:12,395枚 × @¥1,800 =

¥22,311,000 —\*2

\*2以上の金額を販売していることから  
 実販売分での精算となる。

- (1)実券の販売合計
- (2)システム券(観光券)の販売合計
- (3)システム券(企画入場券)の販売合計
- (4)学校団体割引入場券の販売合計
- (5)総販売額(仕入額)

¥48,623,600  
 ¥0  
 ¥0  
 ¥30,000

(1)のベイト普通入場券は前売第1期価格  
 にて販売額(仕入額)を算出。

¥48,653,600 —③

③:販売した全入場券の合計(手数料・奨励金含む)

- A. 販売手数料 (1)、(2)は各該当の手数料を適用 (4) = 7%
- B. 販売奨励金 1.5% / 対象: (5)
- C. 買取奨励金 0.75% / 対象: \*2の金額

¥5,495,906  
 ¥1,350,000  
 ¥675,000

④:販売した入場券に対する販売手数料と奨励金

¥7,520,906 —④

精算金額(③-④)

¥41,132,694 —⑤

既支払金額(②)

¥38,840,400 —⑥

⑥:当社が協会へ既に支払い済みの金額

¥2,292,294 —⑦

⑦:当社が協会へ既に支払い済みの金額




未払金額(⑤-⑥-⑦)

¥0

反 訴 状

平成22年4月26日

横浜地方裁判所 民事部 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士	原	山	庫	佳	
同	山	口	良	重	
同	山	本	真	由 美	

〒101-8641 東京都千代田区神田松永町19番の2

反訴原告（本訴被告） 近畿日本ツーリスト株式会社

上記代表者代表取締役 吉 川 勝 久

〒105-0002 東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル6階

原山法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

電 話 03-3437-3711

FAX 03-3437-3714

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港一丁目6番地

反訴被告（本訴原告） 財団法人横浜開港150周年協会

上記代表者理事 佐 々 木 謙 二

## 債務不存在確認等請求反訴事件

訴訟物の価格	1億4987万2682円
貼用印紙額	14万3000円
予納郵券	4260円

御庁平成22年(ワ)第1654号原告財団法人横浜開港150周年協会、被告近畿日本ツーリスト株式会社間の入場券代金請求事件について、被告は次のとおり反訴を提起する。

### 第1 請求の趣旨

- 1 反訴原告と反訴被告との間の、平成20年5月30日締結の横浜開港150周年記念テーマイベントの有料入場券買受契約に基づく、反訴原告の反訴被告に対する残債務1億0924万9787円は、存在しないことを確認する。
  - 2 反訴被告は、反訴原告に対し、4062万2895円及びこれに対する本反訴状送達の日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
  - 3 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決ならびに第2項につき仮執行の宣言を求める。

### 第2 請求の原因

#### 1 当事者

反訴原告は、旅行業を営む株式会社であり、反訴被告は横浜開港150周年記念に関する記念事業を行うために、平成19年2月27日に設立された財団法人である。

#### 2 原契約の締結

- (1) 横浜開港150周年記念テーマイベント（通称「Y150」、以下「本件イ

メント」という。)の開催に関して、反訴原告は、反訴被告との間で、平成20年5月30日に、「横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書」と題する書面により、次のとおり、有料入場券の買取契約(以下「原契約」という。)を締結した(乙1)。

(2) ア 有料入場者総数500万人

イ (ア) 買取担保枚数15万枚(ベイサイド普通大人入場券相当)

(イ) 内申告実券枚数160500枚

(ウ) 内訳ベイサイド普通入場券

(大人133300枚、中人3200枚、小人8000枚、シニア16000枚)(乙1、第2条1項)

ウ 大口買取枚数の前金として平成21年3月31日までに、買取枚数相当額の50パーセント以上を支払う。残金については、平成21年11月16日までに支払うものとする(乙1、第3条)。

反訴原告は、反訴被告が提示した上記有料入場者総数500万人を前提として、原契約を締結した。

(3) 反訴原告は、原契約に基づき、平成21年3月31日に1億2295万7957円を、反訴被告に支払った。その内訳は、次の通りである。

ア 申告額の50パーセント分(申告実券16万500枚の合計金額2億7002万円より、基本販売手数料13パーセントと買取奨励金1パーセントを差引いた後の50パーセント)にあたる1億1610万8600円。

イ システム券(観光券)の発券による販売合計 253万3041円。

ウ 学生団体割引入場券合計 431万6316円。

3 主位的主張 契約後の事情変更による公平の原則(有料入場者総数の激減)

(1) ところが、原契約締結後に生じた、契約当事者が予見することのできなかった事情の変更によって、有料入場者総数が、反訴被告が提示した500万

人を大幅に下回る123万9325人(24.79パーセント)にとどまったため、買取枚数を有料入場者総数に比例した3万7185枚(24.79パーセント)、買取代金を、24.79パーセントに当たる6693万3000円(販売手数料等含む)に、それぞれ縮減し、反訴原告が反訴被告に対し支払うべき債務を、原契約に基づく買取代金2億2681万6800円(販売手数料等4320万3200円を差引いたもの)から、契約改訂後の買取枚数および買取代金を基準として、実際の販売済入場券6万4765枚分の販売代金から販売手数料等を差引いた、金8233万5062円(以下、「清算代金」という。)にしなければ、著しく不公平になる事態が生じた(別紙計算書、参照)。

(2) そのため、反訴原告は、平成21年11月2日付の書面で、反訴被告に対し、事情変更の原則に基づいて、原契約の買取枚数を上記のとおり改定することを求める内容の請求をし、その意思表示は、同年11月4日に反訴被告に到達した(乙3の1, 2)。

(3) しかし、反訴被告は、回答書面で反訴原告に対し、反訴原告の上記改定の請求には応じられない旨の回答をした(乙4)。そのため、反訴原告は、平成21年12月3日付通知書(乙5の1)により再度原契約改定の請求をし、その書面は同年12月4日に反訴被告に到達した(乙5の2)。

(4) 原契約後の具体的な事情

ア 原契約締結後、米国における金融不安などの世界的経済危機が、わが国の経済にも重大な悪影響を及ぼし、わが国は未曾有の経済不況に陥った。

そのため、消費者の節約志向が強まり、必要なもの以外の支出を抑制するようになったことは、社会的に顕著な事実である。

イ また、新型インフルエンザが大流行し、感染を予防するために、消費者の間では、外出を控える傾向が強まった。

そのため、大勢の人が集まる、本件のようなイベント会場は、感染の可能

性が高いと考えられ、有料入場者総数の激減につながった。

なお、WHO が新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ4に引き上げたのは、本件イベント開幕の前日である、平成21年4月27日であった。

ウ これらの事情は、公知の事実であるから証明を要しない。

(5) 事情変更の予見不能

ア 世界的経済危機による未曾有の不況は、経済の専門家でも予見することができなかったものであり、契約当事者である反訴原告及び反訴被告双方とも、今回の経済不況を全く予見することができないまま、原契約を締結した。

イ さらに、新型インフルエンザの大流行についても、契約当事者である反訴原告及び反訴被告双方とも、全く予見することはできなかった。

(6) 事情変更が当事者の責めに帰することができない事由に基づくこと

ア 世界的経済危機について

予想をはるかに下回る有料入場者総数となったのは、上記のように、未曾有の経済不況による消費の低迷が原因である。そして、未曾有の経済不況は、契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

イ 新型インフルエンザの流行について

有料入場者総数が激減した一因は、新型インフルエンザの大流行でもあるが、これも契約当事者双方に、責められる事由は全くない。

(7) 原契約通りの履行の強制が信義誠実の原則に反すること

原契約内容をそのまま存続させることになれば、反訴原告は、販売することが出来なかった有料入場券の買取枚数分の金額の支払を余儀なくされて、巨額の損失を被ることになり、一方、反訴被告は何らの損害も被らないという、著しく不公平な結果となる。

したがって、反訴被告が反訴原告に対し、原契約どおりの履行を求めることは、公平の原則と信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので、法律上許されないものであるから、原契約は、前記のとおり改訂されるべきであ

る。

#### 4 予備的主張 権利濫用（本件イベントの企画、運営の杜撰さ）

(1) 反訴被告は、有料入場者総数500万人を達成するために、様々な企画で客を呼び込むと反訴原告に説明していた。

しかし、実際に本件イベントが開幕すると、その内容は、当初反訴被告が説明していた本件イベント内容とは、大きく異なるもので、集客力の極めて乏しい内容であった。

具体的には、以下のような、反訴被告の杜撰な本件イベントの企画・運営がなされたため、目標有料入場者総数に達しなかったのである。

##### ア 海上会場が実現されなかったこと

反訴被告は当初、海上に浮島を建設し、そこにコンサートができるステージ会場を設けて、国内外の有名歌手らによるコンサートを開催すると説明していた。

しかし、安全面の問題から、海上の建設は不可能となり、さらに、有名な歌手らを呼ぶには、かなり前から出演依頼をしなければ、スケジュール調整上不可能であったため、集客力が高いと目されていた海上ステージ会場でのコンサート企画は、計画倒れとなった。

##### イ 「ラ・マシン」が会場外からも丸見えであったこと

反訴被告は、有料会場の目玉展示として、「ラ・マシン」（巨大な蜘蛛のアート）のパフォーマンスを企画した。

しかし、この「ラ・マシン」は、何ら囲いのない会場でパフォーマンスが実施されたため、有料会場の外の無料エリアから丸見えであり、入場料を支払って見る意味が乏しかった。

反訴原告は、この状況を改善すべく、「ラ・マシン」の周りに囲い等の目隠しを施し、有料会場の外から見えないようにしてほしいと何回も申し入れたが、反訴被告はこの忠告を聞き入れず、本件イベント最終日まで改善策を採



ることはなかった（乙8の1ないし3）。

#### ウ 三部作映画の失敗

本件イベントでは、三部作アニメーション映画「BATON」を有料会場内で上映していた。この映画は、声優に有名俳優らを起用し、目玉の一つとされていたが、その内容は暴力的で、親が子供に見せたくない和不評であり、しかも、横浜開港150周年記念という本件イベントのテーマとの関連性も全くない内容であった。

さらに、三部作を同日上映することなく、上映期間を3回に分けていたため、一度会場に来場しても、すでに前編の公開が終わっていれば、続きだけ観ても意味が分からず、前編が観たくても観られないという状況であった。

反訴被告はリピーターを狙って企画したものと思われるが、遠方に居住する、一度しか来場できない観光客への配慮を欠いており、反訴原告は反訴被告に対して、何回も三部作同時上映の申し入れをしたが（乙8の1ないし3）、本件イベント最終日まで、三部作が一挙に公開されることはなかった。

#### エ 入場券の値引き販売

反訴被告は、反訴原告の販売代理店に対し、入場券を定価で販売するよう、義務付けていたが、横浜市民は「区民デー」であれば、割安な入場券を反訴被告から直接購入できるとされており、反訴被告自らが、反訴原告の入場券の販売を阻害する行為をしていた。

#### オ 会場の面積不足

目標とされた有料入場者数500万人を達成するためには、計算上、一日あたりの平均入場者で3万人強が必要であった。しかし、一日に3万人が来場するとなると、毎日入場規制を行わなければならない会場面積しか確保されておらず、会場の設計からしてミスがあった。

#### カ コンテンツの乏しい中身

有料会場内で、横浜開港の歴史を展示するという当初の計画であったが、

実際はハリボテのお粗末な展示内容で、子供にすら飽きられる内容であり、本件イベントのテーマに無理に沿わせようとしたものにはしか見えず、入場料の割高感を来場者に与え、悪評が立つ一因となった。

また、当初の計画では、ペリー饗応の間や、黒船ポーハタン号甲板の再現、接遇料理の提供を挙げていたが、実際にはそのような会場、サービスの提供はなかった。

そのため、反訴原告はコンテンツの見直しや集客のための新たな企画等の提案をしたが、反訴被告はこの意見を聞き入れず、集客のための努力を怠っていた（乙8の1ないし3）。

(2) 反訴被告は、本件イベントの企画と運営を委託した訴外博報堂に対し、契約額の減額を求めている。これは、反訴被告が、業者に本件イベントを丸投げし、杜撰な企画と運営を行っていたことの証左である。

このように、反訴被告は、訴外博報堂らには本件イベントの事業委託に関する費用の減額を求め、他方で、反訴原告には原契約通りの金額を請求している。反訴被告の上記行為は、反訴原告ら本件イベントの関係者に対し、反訴被告の失敗の責任を転嫁しようとするものであり、法律上はもちろん、社会通念上も、許されないものである。

(3) また、本件イベントの企画内容が原契約前の説明と異なるものであることや現状では目標有料入場者総数の達成が困難であることが判明したので、反訴原告を含めた旅行会社5社は反訴被告に対し、具体案を提示するなどして、企画・運営の改善を求めていた（乙8の1ないし3）にもかかわらず、反訴被告は、反訴原告らの意見を全く受け入れなかったため、有料入場者総数は、目標有料入場者総数の24.79パーセントにしか至らなかったのである。

反訴原告は誠実に履行しようとして努力していたにもかかわらず、反訴被告は原契約締結前に説明していたとおりの企画を実現しようとしなければかりか、企画・運営の改善をし、有料入場者総数を増加させるための努力を怠った。

さらに、反訴被告は、反訴原告に本件イベント入場券を定価で販売することを義務付けていたにもかかわらず、反訴被告自身は、割安な入場券の販売を行うなど、反訴原告の入場券販売業務を阻害していたのであるから、反訴原告だけが甚大な不利益を被る結果になるような、原契約どおりの権利を、反訴被告が行使することは、著しく、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるので許されない。

- (4) 以上のように、反訴被告は、反訴原告に当初説明したコンテンツを実現させる努力を怠り、反訴原告に提示した、有料入場者総数500万人を実現させるような本件イベントの企画と運営をしなかった。このような反訴被告の杜撰な企画と運営のために、有料入場者総数が激減したのであるから、反訴被告が原契約どおりの代金の請求をすることは、法律上の信義誠実の原則(民法第1条第2項)に反し、権利の濫用にあたるから、許されない(民法第1条第3項)。

したがって、実際の有料入場者総数が目標有料入場者総数の24.79パーセントに激減したのであるから、反訴被告は、反訴原告に対し、原契約で定めた買取枚数15万枚を24.79パーセントにあたる3万7185枚とした場合の、清算代金8233万5062円を超えて、原契約どおりの代金の支払を請求することは、権利の濫用にあたり許されないものである。

にもかかわらず、反訴被告は、本年3月30日に訴訟を提起し、反訴原告に対し、原契約に基づき1億0924万9787円の残金の支払いを請求している。

## 5 結語

- (1) 本件は、事情変更の原則が適用される事案であるから、前記のとおり、原契約の買取枚数と買取代金を、激減した実際の有料入場者総数123万9325人(24.79パーセント)に比例した、買取枚数3万7185枚、買

取代金6693万3000円（販売手数料等含む）に、改訂すべきものである。そして、反訴原告が販売済みの入場券6万4765枚の販売代金9596万7500円は、契約改定後の買取代金6693万3000円を越えるので、上記販売代金から販売手数料等1363万2438円を差引くと、反訴原告が反訴被告に対し支払い義務がある清算代金は、8233万5062円となる（別紙計算書、参照）。

また、反訴被告が反訴原告に対し、原契約の買取枚数15万枚を24.79パーセントにあたる3万7185枚とした場合の清算代金8233万5062円を超えて、原契約どおりの代金の支払いを請求することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるから、法律上許されないものである。

(2) したがって、反訴被告が、反訴原告に対し、支払いを請求している残金1億0924万9787円は支払う義務がないものであるから、残債務1億0924万9787円が存在しないことの確認を求める。

また、反訴原告が既に反訴被告に対し支払済の1億2295万7957円（学生団体分431万6316円、システム券253万3041円を含む）から、反訴原告が反訴被告に支払う義務のある、8233万5062円を差し引いた、過払金4062万2895円は、反訴被告から反訴原告に返還すべきものである。

## 証 拠 方 法

1	乙第1号証	横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書	1通
2	乙第2号証	東京新聞平成22年1月20日付記事	1通
3	乙第3号証の1	平成21年11月2日付通知書控	1通
4	乙第3号証の2	配達証明書	1通

5	乙第4号証	通知書に対する回答書	1通
6	乙第5号証の1	平成21年12月3日付通知書控	1通
7	乙第5号証の2	配達証明書	1通
8	乙第6号証	反訴被告の反訴原告代理人に対する平成22年2月1日付請求書	1通
9	乙第7号証の1	反訴原告代理人から反訴被告に対する平成22年2月8日付通知書控	1通
10	乙第7号証の2	配達証明書	1通
11	乙第8号証の1	要望書	1通
12	乙第8号証の2	事務総長との面談についてと題された書面	1通
13	乙第8号証の3	大口買取枚数の見直しについてと題された書面	1通

### 添付書類

1	反訴状副本	1通
2	乙号各証の写し	各2通
3	訴訟委任状	1通
4	証拠説明書(1)	2通

以上

平成22年(ワ)第2242号 債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第1654号 入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告) 近畿日本ツーリスト株式会社

反訴被告(本訴原告) 財団法人横浜開港150周年協会

## 訴えの変更申立書

平成22年5月13日

横浜地方裁判所 第6民事部い係B 御中

反訴原告(本訴被告) 訴訟代理人

弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

御庁平成22年(ワ)第1654号原告財団法人横浜開港150周年協会、被告近畿日本ツーリスト株式会社間の入場券代金請求事件について、被告(反訴原告)が提起した債務不存在確認等請求反訴事件について、反訴原告は、次のとおり、請求の趣旨および原因を変更する。

### 第1 請求の趣旨の変更

反訴状記載の請求の趣旨を次のとおり変更する。

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、4062万2895円及びこれに対する本反訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決および仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因の変更

反訴状記載の請求の原因の第5項を次のとおり変更する。

### 5 原契約に基づく残債務の不存在と過払金（不当利得金）の発生

- (1) 本件は、事情変更の原則が適用される事案であるから、前記のとおり、原契約の買取枚数と買取代金を、激減した実際の有料入場者総数123万9325人（24.79パーセント）に比例した、買取枚数3万7185枚、買取代金6693万3000円（販売手数料等含む）に、改訂すべきものである。そして、反訴原告が販売済みの入場券6万4765枚の販売代金9596万7500円は、契約改定後の買取代金6693万3000円を越えるので、上記販売代金から販売手数料等1363万2438円を差引くと、反訴原告が反訴被告に対し支払い義務がある清算代金は、8233万5062円となる（別紙計算書、参照）。

また、反訴被告が反訴原告に対し、原契約の買取枚数15万枚を24.79パーセントにあたる3万7185枚とした場合の清算代金8233万5062円を超えて、原契約どおりの代金の支払いを請求することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたるから、法律上許されないものである。

- (2) したがって、反訴原告は、反訴被告に対し、反訴原告が既に反訴被告に対し支払済の1億2295万7957円（学生団体分431万6316円、システム券253万3041円を含む）から、反訴原告が反訴被告に支払う義務のある、8233万5062円を差し引いた、金4062万2895円を

過払いしている。

この過払い金は、債務が存在しないのに支払われた金員であり、反訴被告は法律上の原因に基づかずにこの金員を受益しており、これによって反訴原告は、同額の損失を受けている。

## 6 結語

よって、反訴原告は、反訴被告に対し、前記不当利得金返還請求権に基づき、不当利得金4062万2895円及びこれに対する本反訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求める。

以上



平成22年(ワ)第2242号債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)1654号 入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告)近畿日本ツーリスト株式会社

反訴被告(本訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

答 弁 書

平成22年5月26日

横浜地方裁判所第6民事部 御中

本訴原告(反訴被告)訴訟代理人

弁護士 末 岡 峰 雄

第1 反訴請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 反訴請求の原因に対する答弁、反訴被告の主張および本訴被告らの答弁につ

いての反論は、次回期日までに準備書面によって明らかにする。

以 上

訴 状

2010 (平成22) 年4月23日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司 ほか

横浜地方裁判所 御中

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求義務付け等請求・住民訴訟事件

訴訟物の価格 金 3, 200, 000円

貼用印紙額 金 21, 000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は中田宏に対して、金7,790,979,442円の損害賠償請求をせよ。
- 2 被告は、開港150周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取り崩してはならない。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 事案の概要

本件は、

- ① 横浜市の前市長中田宏が、横浜市の「開港150周年イベント」(通称「開国博Y150」)の実施主体である財団法人横浜開港150周年協会に対し、平成21年4月1日付で、公益上の必要性を欠く違法な補助金交付決定(平成21年度分。金額は32億6,731万8,000円)をし、
- ② また、同協会に対する平成20年度分補助金および横浜市が直接実施する「記念式典」の準備費用等の原資に充当するため、平成21年5月31日(平成20年度出納閉鎖期日)付で、根拠条例の規定に反し横浜市財政調整基金の取崩し(平成20年度分。金額は45億2,366万1442円)をしたことによって、  
地方自治法138条の2所定の執行機関の誠実執行義務に違反して、横浜市に与えた損害(上記合計金77億9,097万9,442円)の補填賠償を、同人に対し現市長の責任において請求すること(以上、請求の趣旨第1項関係)、  
および
- ③ 同協会に対する平成21年度補助金および横浜市が直接実施する記念式典の費用等の原資に充当するため、平成22年5月31日(平成21年度出納閉鎖期日)付で予定されている、横浜市財政調整基金の取崩し(平成21年度分。予定金額は42億0,600万円)を現市長が行わないこと(以上、請求の趣旨第2項関係)を、求める住民訴訟である。

### 2 当事者

- (1) 原告らは、肩書地に事務所を置き、「かながわ市民オンブズマン」は神奈川県  
の住民を、「よこはま市民オンブズマン」は横浜市の住民を、それぞれの構  
成員として、地方公共団体等の不正、不当な行為等を監視・是正することを目

的とし、そのために必要な活動を行うことを事業内容とする、権利能力なき社団である。

- (2) 被告は、横浜市の執行機関である現在の市長であり、請求の趣旨第1項に表示された中田宏は、平成14年4月8日から平成21年8月17日まで横浜市長の地位にあった者である。

### 3 横浜の「開港150周年」記念事業の実施

- (1) 2009（平成21）年は、1859（安政6）年の横浜開港から150年目の節目の年に当たるとして、横浜市は2006（平成18）年6月2日「横浜開港150周年～市政120周年～基本計画」を策定し、その記念事業の一環として、「開港150周年イベント」および「開港150周年記念式典」の開催を予定した。

記念イベント（のちに「開国博Y150」と呼称される）の実施主体として、07（平成19）年2月27日に、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という）が設立された。

- (2) 「開国博Y150」は、ベイサイドエリア（09年4月28日～9月27日）およびヒルサイドエリア（同年7月4日～9月27日）の2会場を中心として開催され、この有料2会場の入場者数は、

ベイサイド	1,113,403人
ヒルサイド	125,922人
合計	1,239,325人

と発表されている（無料会場を含めた入場者数の「累計」は7,166,300人とも発表されているが、その算出根拠は不明である）。

123万人という有料入場者数は、予定した500万人のわずか4分の1で

ある。しかもこの中には、教育委員会が市立小・中・高校の児童生徒・教職員を総動員したことにより確保された216,167人が含まれている。

- (3) 協会を実施主体とする「Y150」とは別に、平成21年5月31日に横浜市自身が直接実施して、「横浜開港150周年記念式典」がパシフィコ横浜国立大ホールにおいて開催されたが、参加者総数は3,478人（うち横浜市民は1,788人）にとどまった。

#### 4 記念式典等に関する公金の支出

- (1) 07～09年度の3年間における協会の総事業支出は約156億円にのぼる。このうち約82億円は横浜市からの補助金によって賄われた。

(内訳)

年度	協会総事業費 (千円)	市からの補助金 (千円)	補助金交付決定日
07	834,189	806,515	07.4.2
08	5,841,404	4,122,167	08.4.1
09	(予算) 8,947,781	3,267,318	09.4.1
計	15,623,374	8,196,000	

- (2) 記念式典など市自身が直接実施する事業に支出された費用は、3年間で合計約16億円に達した。その年度別内訳（予算ベース）はつぎのとおりである。

(内訳)

年度	市実施分 事業費 (千円)
07	238,405
08	307,700
09	1,038,682
計	1,584,787

(3) 前2項の各公金支出の原資は、07年度、08年度とも横浜市財政調整基金を取崩すことによって調達された。09年度についても出納閉鎖期日（本年5月31日）付で同様の方法により調達される予定である。各年度の取崩額の内訳は以下のとおりである。

(内訳)

年度	取崩日	取崩額 (円)
07	08.5.31	1,058,512,630
08	09.5.31	4,523,661,442
09	10.5.31 (予定)	4,306,000,000
計		9,888,174,072

なお、財政調整基金の取崩は、広義の150周年事業に含まれる象の鼻地区再整備事業の費用に充当するためにもなされている（07年度・08年度計955,705,241円）が、この金額は上記の取崩額には含まれておらず、本件訴訟の対象外である。

(4) 横浜市自身が1958（昭和33）年に実施した「開港百年祭行事」は、「市史Ⅱ」によれば、同年5月10日～6月3日の期間（32日間）のうちに、「記念式典」、「国際仮装行列」、「三溪園竣工式」などが行なわれ、5月10日平和球場で開催された記念式典の参加者は4万人、翌日の仮装行列の見物人は70万人であった（ちなみに当時の横浜市の総人口は約289万人であった）。この行事に要した費用は2,400万円（うち市の負担分1,200万円）であったと記録されている。この50年間の物価の上昇率を10倍と仮定しても、横浜市の100年祭は今日の水準の1億2,000万円程度の負担で賄われたのであった。

- (5) 結局「開国博Y150」は、「民が主役の開港150周年記念事業」というふれこみとは裏腹に、協会から(株)博報堂などの民間イベント業者に実施業務が「丸投げ」され、しかも法外な委託料に見合わない、貧弱な内容のパフォーマンスが市民の反感や蟹蹙を買ったのであった。

## 5 補助金交付決定の違法性

- (1) 地方自治法232条の2は、

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定し、これを受けて

横浜市補助金等の交付に関する規則3条は、

「市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」

と規定している。

補助金が、補助事業者(=協会)の違法な契約を履行するために用いられることは、これらの法令が要請する「公益性」、「公正性」に反する。

- (2) 協会は、「公募型プロポーザル方式」により、「ベイサイドエリア」と「ヒルサイドエリア」の各会場ごとに、実施設計策定業務の受注業者を選定し、平成19年10月1日付で、

ベイサイドエリアについては 訴外(株)博報堂と

ヒルサイドエリアについては 訴外(株)アサツーディ・ケイとの間に、そ

れぞれ実施設計策定業務委託契約を締結した。

各委託契約に付された「基本条件」は、「総事業費」を

ベイサイドエリアについては 50～70億円程度

ヒルサイドエリアについては 25億円程度 とし、

また、「主催者負担」は、

ベイサイドエリアについては 20億円程度

ヒルサイドエリアについては 10億円程度

とするものであった（これらの「基本条件」は、契約締結に先立って実施された公募型プロポーザルの前提条件でもあった）。

上記「総事業費」の範囲には、狭義のイベント企画だけでなく、来場者サービスや交通輸送、警備、清掃など、文字どおりすべての業務が含まれることも、各委託契約書に明記されている。実際の実施業務委託契約が上記総事業費および主催者負担の範囲内で締結されていれば、市の補助金も、主催者負担の範囲内に収まる筈であった。

(3) しかし、実際に協会が支出した総事業費は前述のとおり約157億円にふくれあがった。総事業費のうち、外部に対する実施業務委託契約のうち主要なもの16件の合計額は約136億円、このうち、訴外(株)博報堂が受注した実施業務委託契約（平成20年、21年度計）が61億0,930万円、訴外(株)アサツーデイ・ケイが受注した実施業務委託契約（同上）が16億5299万円であった。

(4) コンペ、ないしプロポーザルの主催者が条件を提示して参加者にその条件に合致する事業計画を提案させ、応募者の中から最も優れた提案をした者に当該事業を実施させようとする場合、民法の懸賞広告の規定（529条以下）の趣旨に照らし「原則として当選者決定後にコンペ要項と異なって定めるようなことがあってはならない」こと、これが例外的に許容されるのは、「応募時点では予想できない事情」の発生などのやむを得ない理由を要する。

このことは「MM21クィーンズ・スクエア敷地貸付事件」に関する横浜地裁H14.6.19判決（判例地方自治 257号100頁）の示すところであ



る。

- (5) 横浜市の事務当局は、プロポーザルの前提条件としての「総事業費」の概念を無視し、イベント実施業務のうち、(株)博報堂と(株)アサツーデイ・ケイの受注額の合計額が、「総事業費」として示された「75～95億円程度」の範囲内に収まっているから基本条件は維持されている、と問題をすりかえる強弁をしている。

## 6 財政調整基金取崩しの違法性

- (1) 横浜市財政調整基金は「横浜市の財政の健全な運営に資するため」に設けられた(同基金条例第1条)ものであって、これを処分する(取崩す)ための要件は、同条例第6条において厳格に規定されている。すなわち、

- 「① 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき
- ② 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき
- ③ 緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき
- ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき
- ⑤ 市債の償還額が、他の年度に比して多額となる年度において、その償還財源に乏しいとき
- ⑥ 償還期限を繰り上げて行う市債の財源に充てるとき」

のいずれかに該当する場合でないのに、基金の取崩しをすることは違法となる。

- (2) 市財政調整基金条例の上記規定は、地方財政法4条の4の文言とほぼ同一であるが、同条第3号(本条例6条3号に相当)の立法趣旨について判例は、

『その他必要やむを得ない理由により生じた経費』とは、支出をしようとする事業の種類を特に限定するものではないが、前段にいう『緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業』と同等の緊急性と必要性が認められる場合でなければならない」としている。(津地裁 H9.7.17判決 名古屋高裁H11.1.28判決, 判例地方自治207号)

この事案においては、町が三セクに9億円余の追加出資をしなければ三セクが倒産し、13億超の損失補償債務の履行を町が余儀なくされるおそれが強い、という事情が考慮され、出資金の一部3億円余を財政調整基金の取崩しによって調達することの適法性が認められた。同様の判例として、秋田地裁H3.3.22判決(判例時報1427号46頁)がある。

- (3) 150周年記念イベントを補助するために行う基金の取崩しは、条例6条3号はもとより、他の各号所定要件のいずれにも該当しない違法なものである。

## 7 監査請求の経由

- (1) 前横浜市長中田宏は、第4項(1)で指摘した07~09各年度の補助金交付決定、および同項(3)で指摘した07年度分と08年度分の基金の違法な取崩しについて横浜市に対する損害賠償責任を負う。このうち07、08両年度の補助金交付決定と07年度分の基金取崩しについては、各財務会計行為の日から1年以上が経過したため、監査請求および住民訴訟の対象から除外せざるを得ないが、現市長は過去の違法な公金支出を是正し、将来の違法な公金支出を避けるため、

- ① 前市長中田宏に対し、09年度分補助金3,267,318,000円と08年分取崩額4,523,661,442円(合計7,790,979,442円)に相当する市の損害を補填させ、その回収額を基金に積み戻すべきであり、かつ、

② 本年5月31日（出納閉鎖日）に予定されている09年度分の基金取崩し  
を中止すべきである。

(2) 原告らは、(1)の趣旨により横浜市監査委員に対し、本年1月25日付で  
住民監査請求を申立てたが、同監査委員は3月24日付で「本件監査請求には  
理由がない」とする決定をし、翌25日監査結果通知を受領した。

以上の次第により、原告らは地方自治法第242条の2、第1項4号および  
同項1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めて本訴に及んだ。

以上

### 第3 立証方法

甲第1号証の1, 2 監査結果通知書

以上のほか、口頭弁論期日において必要に応じ提出する。

### 第4 添付書類

1. 甲1号証の1, 2 写各1通

1. 資格証明書 2通

1. 訴訟委任状 2通

## 当事者目録

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告 かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川 隆司

同 小沢 弘子

同 佐藤 満喜子

同 大津 八郎

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告 よこはま市民オンブズマン

代表幹事 森田 明

同 阪田 勝彦

同 岸根 正次

同 間瀬 辰男

(送達場所)

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆司

電話 045-664-7818

FAX 045-664-7822

〒231-0007 横浜市中区弁天通2-28-1ライオンマンション関内1002

同 弁護士 小沢 弘子

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6階602号

協同法律事務所

同 弁護士 森田 明

〒231-0021 横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

同 弁護士 阪田 勝彦

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所

同 弁護士 篠原 義仁

同 弁護士 渡辺 登代美

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

被告 横浜市 長

~~代表者 市長~~

林 文子

印紙

共同訴訟参加申出書

平成22年5月12日

横浜地方裁判所民事部 御中

訴訟物の価格 480万円

貼用印紙額 2万9000円

- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]
- [Redacted Name] 参加人 [Redacted Seal]

## 第1 参加の趣旨

原告かながわ市民オンブズマン外1名、被告横浜市長の間の御庁第1民事部平成22年(行ウ)第32号損害賠償請求義務付け等請求・住民訴訟事件(以下「先行事件」という。)について、参加人らは原告側に共同訴訟人として参加する。

## 第2 参加の理由

### 1 先行事件の内容

頭書事件は、次のような内容のものである。

#### (1) 請求の趣旨

- ①被告は中田宏に対して、金77億9097万9442円の損害賠償請求をせよ。
- ②被告は、開港150周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取り崩してはならない。

#### (2) 請求原因の要旨

##### ア 請求の趣旨第1項関係

横浜市の前市長中田宏は、横浜市の「開港150周年イベント」(通称「開国博Y150」、以下「Y150」という。)の実施主体である財団法人横浜開港150周年協会(以下「協会」という。)に対し、平成21年4月1日付で、公益上の必要性を欠く違法な補助金交付決定(平成21年度分。金額は32億6731万8000円)をした。

また、協会に対する平成20年度分補助金および横浜市が直接実施する「記念式典」の準備費用等の原資に充当するため、平成21年5月31日(平成20年度出納閉鎖期日)付で、根拠条例の規定に反し横浜市財政調整基金の取崩し(平成20年度分。金額は45億2366万1442円)をした。

これら地方自治法138条の2所定の執行機関の誠実執行義務に違反した行為により、横浜市に与えた損害(上記合計金77億9097万9442円)の補填賠償を、同人に対し現市長の責任において請求するよう求める。

##### イ 請求の趣旨第2項関係

協会に対する平成21年度補助金および横浜市が直接実施する記念式典の費用等の原資に充当するため、平成22年5月31日(平成21年度出納閉鎖期日)付で予定されている、横浜市財政調整基金の取崩し(平成21年度分。予定金額は42億0600万円)は違法であるから、これを現市長が行わないことを求める。

### 2 参加人らの経由した住民監査請求

#### (1) 参加人らの監査請求の内容

参加人らも「Y150」をめぐる支出に関し、平成22年3月23日、次のような住民監査請求を行った。

- ① 平成20年度の横浜市から協会への補助金のうち、少なくとも18億4221万1099円について、横浜市長は中田宏に対して損害賠償請求すること。
- ② 平成21年度の横浜市から協会への補助金32億6731万8000円について、横浜市長は中田宏に対して損害賠償請求すること。
- ③ 平成21年度の横浜市から協会への補助金のうち、株式会社博報堂JV等への委託料など未払い部分について、横浜市長は補助金交付決定の一部取消と協会に対する返還請求をすること。
- ④ 横浜市長は中田宏に対して、Y150のために、平成21年5月31日に財政調整基金を取り崩した額である45億2366万1442円について、損害賠償請求すること。
- ⑤ 横浜市長は、Y150のために、平成22年5月に予定されている財政調整基金からの43億0550万円の取り崩しをしないこと。

## (2) 監査結果

横浜市監査委員は、平成22年4月12日、参加人らに対し、住民監査請求の要件を満たしていないと判断して監査は実施しないことに決定したとの通知をした。

その理由は、次のとおりであった。

監査請求の内容のうち、平成21年度補助金の支出、Y150のために財政調整基金を取り崩したこと、平成22年5月に取り崩そうとしていること（上記(1)の②ないし⑤）は、他の住民による監査請求を受けて監査済みであり、重ねて監査は実施しない。

平成20年度補助金（同①）については、違法・不当な支出であることを具体的な理由をもって摘示したものは認められない。

## 3 参加人らの請求にかかる請求の趣旨及び請求原因

### (1) 請求の趣旨

- ① 被告は中田宏に対して、金96億3318万0541円の損害賠償請求をせよ。
- ② 被告は、平成21年度の横浜市から協会への補助金交付決定を取り消し、協会に対し32億6731万8000円の返還請求をせよ。
- ③ 被告は、開港150周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取り崩してはならない。

### (2) 請求原因

本書面第2 2 (1) 記載のとおりであるが、さらに追って主張する。



#### 4 共同訴訟参加の理由

##### (1) 監査請求の同一性

上記監査結果にいう「他の住民による監査請求」とは、先行事件の原告らの監査請求をいうと思われる。参加人らとしては、全く同じ主張をしていたとは考えていないが、問題とした支出が第2項(1)の②ないし⑤の範囲では重なっている。

##### (2) 共同訴訟参加について

すでに係属中の住民訴訟と同じ財務会計行為に関する住民訴訟を提起することはできない(地方自治法242条の2 4項)が、適法な監査請求手続を経た他の住民が、共同訴訟人として原告側に参加することは禁じられてはいない(最高裁昭和62年2月25日判決・民集42巻2号120頁・判時1301号92頁)。

参加人らとしては、訴訟において主張立証するためには、共同訴訟参加によるほかはない。

#### 5 結語

よって、先行事件の原告側に共同訴訟参加することを申し出る。

以上

平成22年（行ウ）第32号，第34号  
損害賠償請求義務付け等請求・住民訴訟事件  
原告 かながわ市民オンブズマンほか1名  
被告 横浜市長林文子  
共同訴訟参加人 菅野龍磨ほか9名

## 答 弁 書

平成22年6月14日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

〒231-0005 横浜中区本町2丁目19番地弁護士ビル7階  
明大昭平・法律事務所（送達場所）  
電 話 045-212-3618  
FAX 045-212-0973

被告訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 池 田 耕 介

第1 原告ら及び共同訴訟人らの請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

原告らの訴えのうち，請求の趣旨第2項にかかる部分を却下する。

共同訴訟参加人らの訴えを却下する。

## 2 本案に対する答弁

原告らのその余の請求を棄却する

## 3 訴訟費用は原告ら及び共同訴訟人らの負担とする との判決を求める。

### 第2 本案前の答弁についての理由

#### 1 原告らの請求の趣旨第2項について

原告らの請求の趣旨第2項にかかる部分の訴えは、平成22年5月31日に予定されていた平成21年度分の財団法人横浜開港150周年協会（以下「本件協会」という。）に対する補助金及び横浜市が実施した記念式典の費用等の原資に充当するための横浜市財政調整基金の繰入れの差止めを求めるものであるが、同基金の繰入れは同日付で答弁書別表①のとおり完了した。

したがって、上記部分の訴えについては、訴えの利益が消滅しているから、却下されるのが相当である。

#### 2 共同訴訟参加人らの請求の趣旨について

本件共同訴訟参加人らは、本件共同訴訟参加申出書において、請求の趣旨として3つの項目を掲げているが、そのなかには、当初の原告らの請求の趣旨に含まれていない部分もある。しかしながら、共同訴訟参加とは、当初の原告らによる訴訟係属を前提にして、参加人らが共同訴訟人として参加する制度であるから共同訴訟参加人が、独自の請求の趣旨を立てることは、共同訴訟参加という行為として不適法と言わざるを得ない。

したがって、共同訴訟参加人らの訴えについては、却下されるのが相当である。

### 第3 原告らの請求の原因に対する答弁

#### 1 (1) 請求原因1, ①のうち、補助金交付決定が公益上の必要性を欠く違法なものであるとの点は否認ないし争い、その余は認める。

本件協会への補助金は、横浜開港150周年を迎えるに当たり、民間と

協働しながら、記念すべき年に向けた気運を高め、市域全体で祝賀するとともに、開港150周年を契機として活気あふれるまち横浜を創出していくという公益上の必要性に基づき、記念事業の民間推進団体である本件協会に対し、各種事業の実施経費を補助するもので、横浜市の議会の議決を経て成立した予算の範囲内で「横浜市補助金等の交付に関する規則」及び「財団法人横浜開港150周年協会補助金交付要綱」に基づき交付を決定したものであるから違法ではない（乙1及び2）。

- (2) 同1, ②前段（「よって」まで。）のうち、平成21年5月に横浜市の前市長中田宏（以下「前市長」という。）が横浜市財政調整基金の一般会計への繰入れ（以下「平成20年度本件繰入れ」という。）を行ったこと及びそのうち45億2366円1442円については本件協会に対する平成20年度分補助金を含む横浜開港150周年記念事業（以下「150周年記念事業」といい、そのうち本件協会が運営した記念イベントとしての開国・開港Y150のことを以下「Y150」という。）に関連した費用に充てるためであったことは認め、その余は否認ないし争う。

平成20年度本件繰入れに関する正確な繰入日、全体の繰入額及びその内訳は、答弁書別表①にあるとおりである。また、原告らは平成20年度本件繰入れが根拠規定に反すると主張するが、同繰入れは横浜市財政調整基金条例第6条第1号及び第3号に基づく適正な繰入れであるから、根拠規定に反するものではない（乙3）。

- (3) 同1, ②後段は否認ないし争う。

150周年記念事業に係る費用については、横浜市の議会の議決を経て成立した予算の範囲内で適切に執行したものであり、また、平成20年度本件繰入れも横浜市財政調整基金条例に基づく適切なものであるため、前市長に誠実執行義務違反はない。また、原告らの主張するような損害もない。

(4) 同1, ③は争う。

2 (1) 同2, (1) は不知。

(2) 同2, (2) のうち, 前市長の横浜市長としての地位の終期については否認し, その余は認める。

前市長の横浜市長としての地位の終期は, 正確には平成21年8月16日となる。

3 (1) 同3, (1) は認める。

(2) 同3, (2) のうち, 有料2会場の開催期間及びその入場者数, 無料会場を含めた総入場者数, 有料会場への入場者数が予定した500万人の4分の1であったこと, 横浜市立学校関係の入場者数は認め, その余は否認する。なお, 総入場者数716万6300人は, 有料入場者数に赤レンガ会場, 大さん橋会場, 山下公園会場, 象の鼻会場の無料会場等の入場者数を加えたものであり, 算出根拠は明確である。

横浜市立学校の児童生徒が入場することとなった経緯は, 本件協会が周辺施設の見学・学習と記念イベントであるY150を組み合わせた約40のコースからなる教育プログラムを作成し, 全市立学校へ配付したところ, 教育委員会が, 開港150周年を児童・生徒が横浜についての理解を深めるまたとない機会と捉え, 主に小学校3年から高校までの児童・生徒に上記教育プログラムへの参加を呼びかけ, 各学校の理解と協力を得て, 児童・生徒約20万5000人が参加したものである。

(3) 同3, (3) のうち, 横浜市が記念式典を開催したこと, その場所, 日時, 参加者総数及び横浜市民数は認めるが, 「参加者総数が(省略)にとどまった。」との記載の趣旨が, 参加者が集まらなかったとの趣旨であれば, 否認する。

参加者総数が約3500人というのは, 会場設計上の制約があったためであり, 市民枠を公募した際には, 約2万7000人からの応募があった。

4 (1) 同4, (1) のうち, 2007年度の協会総事業費と3カ年の協会総事業

費の合計額は否認し、その余は認める。

2007年度の協会総事業費の正確な金額は891,455千円であり、その結果、3カ年の協会総事業費の合計額は、15,680,640千円となる。

なお、正確な金額を反映させたものが答弁書別表②である。

(2) 同4、(2)のうち、2008年度の市実施分事業費と3カ年の市実施分事業費の合計額は否認し、その余は認める。

2008年度の市実施分事業費の正確な金額は、370,700千円であり、その結果、3カ年の市実施分事業費の合計額は、1,647,787千円となる。

なお、正確な金額を反映させたものが答弁書別表③である。

(3) 同4、(3)のうち、2007年度及び2008年度の取崩日並びに2009年度の繰入額及び3か年の繰入額の合計については否認し、その余は認める。

財政調整基金繰入に関する正確な繰入日及び繰入額については、答弁書別表①のとおりである。

(4) 同4、(4)のうち、市史Ⅱの記載として、開港百年祭行事の期間、内容、参加者、費用についてそのような記載があることは認め、当時の横浜市の総人口が約289万人であったとの点及び横浜市の100年祭が今日の水準の1億2000万円程度の負担で賄われたとの点は否認ないし争う。

まず、1958年(昭和33年)の横浜市の総人口は125万人である。

また、横浜市の開港百年祭が今日の水準の1億2000万円程度の負担で賄われたとの主張に対しては、50年間の物価上昇率を10倍であったか否かを置くとしても、記念事業の内容や趣旨も同一とは考えられず、比較する昭和33年当時の資料が乏しいこともあり、開港百年祭の2400万円(うち市の負担分1200万円)という事業金額を、今日の150周

年記念事業の事業金額と単純比較することは不合理である。

(5) 同4, (5) は否認する。

Y150の運営に関し、本件協会から民間事業者に業務委託された部分もあるが、「丸投げ」というものではない。

5 (1) 同5, (1), 前段は認め、同後段については、本件における本件協会と民間事業者間の契約が違法であり、よって本件協会に対する補助金交付決定が違法であるとの趣旨であれば争う。

本件協会は民間事業者等との各種契約を適法に締結している。また、本件協会への補助金は、前記の第3, 1, (1) のとおり、横浜市の議会の議決を経て成立した予算の範囲内で関係規則及び要綱に基づき交付を決定しており、違法ではない。

(2) 同5, (2) のうち、第1文及び第2文は認め、第3文は否認する。

平成19年10月1日付けで本件協会が株式会社博報堂（以下「博報堂」という。）及び株式会社アサツーディ・ケイ（以下「アサツーディ・ケイ」という。）と締結した実施設計策定業務委託契約は、Y150の全体の運営を円滑に行うために必要な、エリア全体の統括的な実施計画の設計を内容とする契約であって、原告らの主張するようなY150の運営に必要な「すべての業務」を委託することを内容とした契約ではない(乙4の1及び2)。

この点に関し付言すれば、上記実施設計策定業務委託契約書添付の実実施設計策定業務委託仕様書（以下、ベイサイドエリア及びヒルサイドエリアのものを併せて「本件業務委託仕様書」という。）に、エリアごとにプロポーザルの「設計策定の基本条件」として「総事業費」及び「主催者負担金」を記載している箇所があり、当該箇所において原告らが主張するようなベイサイドエリアについて総事業費50億～70億円程度、ヒルサイドエリアについて総事業費25億円程度との記載があることは事実である。

原告らは、かかる記載があることを根拠に、Y150関連の「すべての

業務」の事業費が、ベイサイドエリア50億～70億円程度、ヒルサイドエリア25億円程度として業務委託契約が締結されたと主張するものと考えられる。

しかし、この本件業務委託仕様書の「総事業費」との記載は、プロポーザル方式によって選考する特定の民間事業者（結果として博報堂やアサツーディ・ケイになった。）に対して支払う業務委託費の予定概算額（この時点では、Y150全体の事業費確定前の段階であったため、いずれも金額の横に「(予定)」と付している。）を意味しており、当該プロポーザル方式による選考とは別に採用する民間事業者に発注する予定であった業務に関する費用や本件協会の事務費といったY150関連のすべての費用を含んだものではない。

したがって、原告らの主張するような「すべての業務」を含んだ総事業費の合計としてベイサイドエリア50億～70億円程度、ヒルサイドエリア25億円程度という金額にて業務委託契約が締結されたといった事実はなく、原告らの誤解である。

(3) 同5、(3)のうち、総事業費及びその内訳の金額は認め、その余は否認しないし争う。

本件協会が支出したY150関連の総事業費157億円の内訳は答弁書別表④のとおりであるが、上記(2)で述べたとおり、本件業務委託仕様書の「総事業費」との記載は、平成20年度以降も博報堂やアサツーディ・ケイに発注する予定の業務に関して記載したものであり、両社以外の別事業者に発注する予定であった業務に関する費用ないし本件協会の事務費用、すなわち、答弁書別表④の「交通対策・運営等」、「広報宣伝費」、「協会事務費」を含まない金額であるから、上記にいうY150関連の総事業費とは、そもそも含まれている費用の内容が異なる。

したがって、本件協会が支出したY150関連の総事業費が「ふくれあ



がった」との事実はない。

(4) 同5, (4) は争う。

上記(3)及び下記(5)のとおり、本件においてプロポーザル方式による民間事業者の選考時点から最終的に総事業費から膨れ上がった事実はない。

したがって、原告らが主張するような条件変更の事実はなく、原告らの主張は誤解に基づくものである。

また仮に、選考時点からの条件変更があったとしても、原告ら引用の裁判例は、コンペ方式による選考に関するものであり、本件において採用されたプロポーザル方式による選考とは、事案が全く異なる。

コンペ方式とプロポーザル方式の違いについての詳細は乙第5号証にあるとおりであるが、その違いを端的に述べるのであれば、コンペ方式においては、具体的な設計案が選考の対象とされるのに対し、プロポーザル方式においては、具体的な設計案ではなく、具体的な設計案を今後作成する設計者が選考の対象とされ、採用された設計者との間でその後具体的な設計案を作成していくといった違いがある。

(5) 同5, (5) は、争う。

上記(2)ないし(3)で述べたとおりであり、本件協会が本件業務委託仕様書で示した「総事業費」は、ベイサイドエリアが50～70億円、ヒルサイドエリアが25億円程度であるところ、本件協会が博報堂と締結したベイサイドエリアの契約金額は61億9000万円であり、アサツデー・ケイと締結した契約金額は18億3000万であるから、いずれもプロポーザルで示した想定事業費の範囲内である。

6 (1) 同6, (1), ⑤に「乏しいとき」とあるのは、正しくは「充てるとき」であるが、その余は認める。

(2) 同6, (2) は認める。

但し、津地裁及びそれを引用する名古屋高裁の判決は、原告が適示する判示部分に続いて、『もっとも、その必要性等の判断は、当該地方公共団体が置かれた歴史的な具体的な諸事情や、現実に直面している行政課題等の関連を総合的に考慮するべきものであり、第一次的には、地域住民の民意に根拠を有する地方公共団体のそれぞれの機関の裁量に委ねられたものとみるべきであって、その判断が著しく不合理で、裁量権を逸脱し又は濫用していると認められる場合にのみ、当該基金を取り崩した公金の支出が違法となるものというべきである。』と判示し、行政の第一次的な判断権を尊重し、その必要性等の判断について行政庁の判断が著しく不合理で裁量権の逸脱・濫用と認められる場合でなければ当該公金支出は違法とならないとの判断を示しており、原告が同様の裁判例として掲げる秋田地裁の判決についても、上記判決引用部分と同趣旨の判示を行っている。

(3) 同6, (3) は争う。

横浜市財政調整基金条例第6条第1号及び第3号に基づく適法な繰入れである。

7 (1) 同7 (1) は認める。

(2) 同7 (2) は、監査委員会が棄却決定した日付については否認し、その余は不知。

監査委員会が棄却決定をしたのは平成22年3月23日であり、その監査結果について通知書を発送したのが平成22年3月24日である。

#### 第4 被告の主張

1 平成21年度分補助金が公益上の必要性を欠くとの主張について

原告らは、横浜市が本件協会に対し、平成21年4月1日付けでなした32億6731万8000円の補助金（以下「平成21年度分補助金」という。）の交付決定が地方自治法第232条の2の公益上の必要性を欠いた違法なものであると主張しているが、それが違法であるとする理由は、必ずしも判然と

しない点がある。

原告らの主張は、本件協会と博報堂及びアサツーディ・ケイ（以下「博報堂等」という。）との平成19年10月1日付実施設計策定業務委託契約に付された基本条件は、「総事業費」を、ベイサイドエリアについては50～70億円程度、ヒルサイドエリアについては25億円程度とし、「主催者負担」を、ベイサイドエリアについては20億円程度、ヒルサイドエリアについては10億円程度としていたにもかかわらず、実際に本件協会がY150関係で支出した総事業費は約157億円となったから、横浜地裁平成14年6月19日判決（判例地方自治257号100頁、以下「みなとみらい住民訴訟判決」という。なお、判例地方自治には判決の一部しか掲載されていないので、乙第6号証として判決全文を提出する。）に照らして、平成21年度分補助金は違法であると主張しているようである（訴状6～8頁）。この主張は、博報堂等が実施した事業の内容が、事業費の点で選考の際の内容と異なっており、本件協会と博報堂等との契約が私法上違法であるとし、補助金が、違法な契約を履行するために用いられることは公益性等を欠いて違法であるとする主張である（訴状6頁）。

しかしながら、原告らの上記主張は以下のとおり失当である。

第1に、一般論として、対象となる事業についての私法上の契約に何らかの瑕疵や不備があるといっても、その重大性や態様は様々であり、その結果として直ちに当該事業に対する補助金交付が公益性等の要件に欠けて違法となることは限らないところ、本件における本件協会と博報堂等との契約には、後述のとおり、違法とされる理由はないし、また、少なくとも当該事業に対する補助金の公益性等を失わせるような重大な瑕疵ないし違法性があるとはいえないことは明らかである。

さらに、原告らが違法と主張する平成21年度分補助金の対象となるのは平成21年度に本件協会が行ったY150関連の事業であって、平成19年10月1日付実施設計策定業務委託契約の履行に要する経費そのものは対象に含ま

れない。

したがって、本件業務委託仕様書に記載された基本条件が、平成21年度における本件協会と博報堂等との契約と、いかなる関係に立つものか明らかにされない限り、仮にY150に係る総事業費に関する原告らの理解が正しいとしても、当然に平成21年度における本件協会と博報堂等との契約が違法となるものではないが、この点に関する原告らの主張は判然としていない。

第2に、原告らの主張しているY150に係る総事業費に関する理解には、既に触れたとおり誤解がある。

原告らの訴状における主張は、前記のとおり、当初は、「総事業費」として、ベイサイドエリアについては50～70億円程度、ヒルサイドエリアについては25億円程度としていたので、以上合計75～95億円程度が総事業費として想定されていたのに、結局、総事業費は合計157億円となったから、著しく増大したという主張と思われる。

しかし、前記第3, 5, (2)で詳述したとおり、原告が問題視するプロポーザル時点での「総事業費」との文言は、答弁書別表④における「交通対策・運営等」、「広報宣伝費」、「協会事務費」を含まないものであるから、上記にいうY150関連の総事業費とは、そもそも含まれている費用の内容が異なる。そして、博報堂等への委託費用はいずれもプロポーザルで示した想定事業費の範囲内である。

したがって、そもそも原告らの主張するような総事業費が当初の計画よりも高くなったという事実関係がない。

第3に、博報堂等が実施した事業の内容が、選考の際の内容と異なっており、違法であるとの原告らの主張は、プロポーザル方式への基本的な理解を欠いたものである。

既に触れたとおり、上記選考は、「プロポーザル方式」で行われたものであり、「コンペ方式」とは異なるものである。

すなわち、一般に、プロポーザル方式とは、「業務の履行に際して、技術力、創造力、経験の有無などが大きな要素を占める業務委託において、複数の事業者から実施体制、実施方針、提案等についての提案を求め、その中から最適な提案を行った事業者と随意契約を締結する方式」とされ、設計者の能力や経験などの資質を検討し、設計者を選定する方式であるのに対し、コンペ方式は、プロポーザル方式とは異なり、「複数の者から作品そのものを募り、その中から最も優秀な作品を選定する方式」とされている。

つまり、コンペ方式は、最もすぐれた「設計案」を選ぶ方式であるのに対し、プロポーザル方式では、最も適した「設計者（人）」を選ぶ方式とされているのである（乙5）。

Y150において本件協会が採用したのは、このプロポーザル方式であり、コンペ方式ではない。プロポーザル方式では、提案された者の設計能力等が判定されるものであり、設計内容そのものが、そこで決定、確定されるものではない。

したがって、コンペ方式とプロポーザル方式を区別しない原告らの主張はその前提を欠き、失当である。また、原告が援用しているみなとみらい住民訴訟判決の事案は、コンペ方式に関する事案であって、その点だけから見ても同判決を本件に援用することは不適切である。

なお、みなとみらい住民訴訟判決について付言するならば、同判決の事案と本件とは、上記のコンペ方式とプロポーザル方式という選考方法の違いもさることながら、選考した主体や対象となっている財務会計行為等が異なり、法律関係や争点が全く異なる。同判決の事案は、横浜市自身が他の土地所有者と共同で、コンペを行って、最適な事業計画を選定し、その事業計画を提案した事業者と横浜市所有土地の貸付契約を締結し、貸付けに伴う権利金を定めたが、その後、その権利金を減額した行為についての適法性が争われた住民訴訟である。これに対し、本件は、横浜市ではなく本件協会が事業主体となってプロポ

一ザル方式で設計者を選定しており、対象とされている財務会計上の行為も横浜市の本件協会に対する補助金支出であるから、同判決の判断を参考にすること自体そもそも適切な事案ではない。

## 2 財政調整基金の繰入れに関する請求ないし主張について

本件訴訟は、地方自治法に基づく住民訴訟であるが、原告らの請求の内容は、前市長が不法行為を行ったことにより、横浜市に損害を与えたとして、被告である現市長に、前市長に対する損害賠償請求をすることを求めるものである。

したがって、本件訴訟の争点は、前市長に不法行為に基づく損害賠償責任があるか否かであり、当然のことではあるが、本件訴訟においては、原告らにおいて、不法行為に基づく損害賠償請求権を基礎づける要件事実(故意又は過失、違法性、因果関係、損害の発生)が主張、立証されなければならない、そのような観点から、原告らの訴状の請求原因欄の主張が吟味されなければならない。

しかし、原告らの財政調整基金の繰入れに関する主張をかかるとの観点から検討すると、以下のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の要件事実として成立していないと言わざるを得ない。

本件訴状における原告らの主張のうち、財政調整基金に関する部分についての損害賠償請求に係る主張というのは、要するに「前市長が、平成21年5月29日に、45億2366万1442円の財政調整基金の繰入れという不法行為を行い、よって、横浜市に同額の損害を与えた。」というものであるが、財政調整基金の繰入れという行為は、横浜市の財産のうち、「基金」とされていた資金を、一般会計に組み替える行為にすぎず、財政調整基金の繰入れという行為自体によって、横浜市に取り崩した金額の「損害」が当然に発生するという関係にはない。

したがって、そもそも原告らの上記主張は主張自体失当であって、不法行為の請求原因事実として成立していないと言わざるを得ない。

ところで、原告らは、平成21年度の本件協会に対する補助金については、

その補助金交付決定自体が、地方自治法第232条の2の公益上の必要性を欠く違法なものであると主張している（訴状2頁の①の部分）のに対し、平成20年度の補助金については、補助金交付決定自体の違法性を本件訴訟の対象とせず、当該補助金に関する横浜市財政調整基金の平成20年度本件繰入れを本件訴訟の対象としている（訴状2頁の②の部分）。

これは、原告らも訴状で指摘しているとおり、原告らの監査請求の時点では、平成20年度の補助金交付決定等については、既に監査請求期間を徒過しており、監査請求又は住民訴訟で対象とすることができなかつたため、その代わりに横浜市財政調整基金の平成20年度本件繰入れを対象とすることで、かかる監査請求期間を徒過した平成20年度の補助金交付決定等を本件訴訟の争点としようとしたものと考えられる。

その意味で、原告らの請求のうち、横浜市財政調整基金の平成20年度本件繰入れを対象とする部分に係る請求ないし主張は、実質上、法の定めた監査請求期間を僭脱しようとするものであり、不当なものであると言わざるを得ない。

### 3 補助金交付決定及び横浜市財政調整基金の繰入れの適法性

本件に関する補助金交付決定及び横浜市財政調整基金の繰入れの適法性については、今後被告としても必要に応じて主張する予定であるが、第3, 1で既に述べたとおり、本件協会に対する補助金は、横浜開港150周年を迎えるに当たり、民間と協働しながら、記念すべき年に向けた気運を高め、市域全体で祝賀するとともに、開港150周年を契機として活気あふれるまち横浜を創出していくという公益上の必要性に基づき、Y150の民間推進団体である本件協会に対し、各種事業の実施経費を補助するもので、横浜市の議会の議決を経て成立した予算の範囲内で「横浜市補助金等の交付に関する規則」及び「財団法人横浜開港150周年協会補助金交付要綱」に基づき交付を決定したものであり違法ではない。

また、同じく前記第3, 1のとおり、本件に関する横浜市財政調整基金の繰

入れは、地方財政法第4条の4第1号、横浜市財政調整基金条例第6条第1号の「経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき」及び地方財政法第4条の4第3号、横浜市財政調整基金条例第6条第3号の「緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」に該当するものとしてなされたものであり、もとより適法なものである。

以上



別表①財政調整基金繰入れ状況

(単位:円)

対象年度	繰入れ年月日	金額	開港150周年関連				収支不足対策
			うちY150及び記念式典等関連	うち象の鼻			
				うち150協会補助金 (Y150関連)	うち事業本部事業分 (記念式典等関連)	うち事業本部事業分 (記念式典等関連)	
平成19 (2007)	H20.5.30	1,913,740,091	1,058,512,630	806,515,000	251,997,630	855,227,461	0
平成20 (2008)	H21.5.29	7,324,139,222	4,523,661,442	4,122,167,000	401,494,442	100,477,780	2,700,000,000
平成21 (2009)	H22.5.31	6,342,655,730	4,104,692,730	3,267,318,000	837,374,730	0	2,237,963,000
3年計		15,580,535,043	9,686,866,802	8,196,000,000	1,490,866,802	955,705,241	4,937,963,000

## 別表② 総事業費内訳表

年度	協会総事業費 (千円)	市からの補助金 (千円)	補助金交付決定日
平成19 (2007)	891,455	806,515	07. 4. 2
平成20 (2008)	5,841,404	4,122,167	08. 4. 1
平成21 (2009)	(予算) 8,947,781	3,267,318	09. 4. 1
計	15,680,640	8,196,000	

## 別表③ 市実施分事業費

年 度	市実施分事業費(千円)
平成19 (2007)	238,405
平成20 (2008)	370,700
平成21 (2009)	1,038,682
計	1,647,787

別表④ 開国博Y150事業費内訳表

開国博Y150事業費内訳	市補助金	プロポーザル時の 想定事業費	契約金額
総事業費	82億	157億	
テーマイベント費	55億	124億	
バイサイドエリア		62億	博報堂JV 61億9千万
ヒルサイドエリア		19億	アサツー・ディケイ 18億3千万
* 交通対策・運営等		43億	
広報宣伝費	17億	18億	
協会事務費	10億	15億	

\* 交通対策・運営等 市民参加事業、情報センター、入場券販売管理センター、ボランティアセンター、  
教育プログラム受付センター等